

第1 被爆後の経緯

1 終 戦

誰しもが想像だにできなかった原子爆弾の被爆により、広島市民はもちろん近郊町村においてもその障害作用による熱線・爆風に加え、恐るべき放射能の影響により全く無傷な者までバタバタ斃れ、手の施しようもない塗炭の苦しみのうちに8月15日の終戦を迎えた。

一方、国内政治は連合国軍の日本進駐により占領軍の監督下におかれ、社会体制の変革を中心とした占領目的達成のため厳しい言論統制の時代に突入した。なかでも昭和20年9月19日占領軍総司令部の発した「日本に与える新聞遵則」（プレスコード）は、新聞・ラジオの報道に限らずあらゆる出版物に対しても厳しいものであり、特に米国の最高機密に属する原子爆弾の情報に関しては非常に警戒していたので、被爆被害の状況やその後の被爆者の症状などの報道にも目を光らせ、医学上の学術的発表にまで制限が加えられたため、占領期間中においては被爆者救護については何のすべもなされなかった。

2 講和条約の締結と被爆者対策の芽生え

昭和27年講和条約の発効をみるに及び政治上戦後処理についての種々の問題が起きてきたが、その中で原爆の問題が出てきたのも当然のことであった。広島市においてもこの年初めて被爆障害者の調査を実施し、また県市医師会においてもこの時期に公然と被爆者対策に取り組み始め、翌28年1月には「広島市原爆障害者治療対策協議会」（原対協）を発足させ被爆障害者救済活動を開始した。

これに呼応し、政府も国内世論にこたえて昭和28年11月国立予防衛生研究所（予研）に「原爆症調査研究協議会」（原調協）を設け「原対協」と協力して原爆後障害症の治療方法の究明に乗り出した。

続いて翌29年2月には原爆症治療方針に関する第1回シンポジウムを広島医師会館で開催した。この事業に対して国の予算は、人件費を除き僅か100万円に過ぎなかったが、このことはその後における国費支出の糸口として大きな役割を果たした。

このように原爆被爆者対策は遅まきながら逐次進展の兆しをみせてきたが、治療費の捻出になお多くの問題を残していた。「原対協」にとってもこのことは最大の悩みであったが、昭和28年には県市それぞれ50万円の助成に加え一般篤志家の寄付及び同年8月に行われたNHK「原爆障害者たすけあい旬間」運動に寄せられた資金360余万円が配分されるなど被爆障害者にとっては大きな喜びとなった。これに引き続き「原対協」役員の国に対する熱心な働きかけと地元出身国会議員の尽力により、昭和29年度から31年度までの間には「原爆症調査研究治療委託費」として次のとおり厚生省で予算化をみたので、「原対協」としては関係医療機関と協力し専心被爆者治療に当たった。

原爆症調査研究治療委託費

(厚生省)

年 度 \ 区 分	広 島	長 崎	計
昭和 29	2,349,000 円	1,173,000 円	3,522,000 円
30	8,303,100 円	4,138,900 円	12,442,000 円
31	16,750,000 円	8,932,000 円	25,682,000 円
計	27,402,100 円	14,243,900 円	41,646,000 円

3 第5福竜丸事件

被爆障害者対策の進展の過程で見逃すことのできないものにビキニ環礁における米国の水爆実験による第5福竜丸の被爆がある。

この事件は昭和29年3月1日ビキニ環礁の東北80カイリ(広島を爆心とした場合東は岡山、西は下関に及ぶ範囲)附近で操業中乗組員23名全員が死の灰により被爆したもので、国際的にも大きな問題として取り上げられた。

これを契機に自由党総務会も被爆者問題を取り上げるようになり、さらに政府においても同年10月「原爆症調査研究協議会」を発展的に解消し、新たに「原爆被害者対策に関する調査連絡協議会」を設置するとともに立法化についての調査を開始するなど、被爆者対策を検討する気運が高まってきた。

4 原爆医療法の制定

このような経過から昭和31年11月5日には広島・長崎両市が法律試案を発表するなど被爆障害者援護に関する法律制定の機が熟してきた。

政府においてもこれらの情勢を背景に昭和32年の第26回国会において、被爆者が健康上の特別の状態にあることからして国が健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上を図ることを目的に、被爆者の待望久しい「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」案を提出し、その可決成立をみ昭和32年3月31日法律第41号として公布され、4月1日から被爆者の健康診断と認定被爆者の医療の給付が行われることになった。

5 原爆特別措置法の制定

原爆被爆者対策の基本をなす「原爆医療法」は、その後昭和35年の特別被爆者制度及び医療手当制度の創設により、一般医療費の支給・認定被爆者に対する福祉面の配慮が実現し、さらに昭和37年・昭和40年と特別被爆者の範囲が大きく拡大され、被爆者対策は一段と進展した。

しかしながらその間に被爆者対策は、医療面だけでなく生活面においても幅広い施策の必要性が痛感されるようになり、地元はもちろん国会内においてもこのことについての強い盛り上がりを見るようになった。

このような状況のもとに、昭和40年11月に被爆者実態調査が実施され、被爆の影響が被爆後20年を経過した調査時においても、身体の異常や障害にある者が今なお存在し、あるいは所得・就業状況・転職の状況等の諸点において一般国民との間に差のあることが認められるなど、被爆者が健康面や生活面で

不安定な状態におかれていることが明らかにされた。

このような観点から、政府は昭和 43 年の第 58 回国会において、特別の状態におかれている被爆者に対して特別手当・健康管理手当・介護手当の支給及び従来原爆医療法で支給されていた医療手当を含め、被爆者の生活の安定と福祉を図ることを目的とした「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」案を提出し、その可決成立後、昭和 43 年 5 月 20 日法律第 53 号として公布され、9 月 1 日から施行されることとなり、先の医療面に加え福祉の面においても法律的にその基盤が確立した。

その後原爆医療法・原爆特別措置法は幾多の改善充実をみることとなった。

6 原爆被爆者対策基本問題懇談会

昭和 54 年 1 月 29 日社会保障制度審議会（会長 大河内一男）は、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正」について次のとおり答申した。

「今回の改正案は、国会の付帯決議に沿って、諸手当の増額をはじめ相当の前進がはかられているものと認められる。しかしながら、本審議会がしばしば指摘してきたにもかかわらず、被爆者に対する制度の基本的なあり方について、未だ十分な検討がなされていないことは遺憾にたえない。

よって、政府においては、原子爆弾被爆の特殊性にかんがみ専門家による権威ある組織を設け、昭和 53 年 3 月の最高裁判所の判決の趣旨をふまえて、速やかに、この問題に関する基本理念を明確にするとともに、現行二法の再検討を行うべきである。」

これに基づき厚生大臣は、昭和 54 年 6 月、次の 7 人からなる「原爆被爆者対策基本問題懇談会」を発足させ、鋭意その検討が続けられ、昭和 55 年 12 月 11 日に厚生大臣に対して、意見書（答申）が提出された。

〔原爆被爆者対策基本問題懇談会名簿〕

茅 誠 司	東京大学名誉教授（座長）
大河内 一 男	〃
緒 方 彰	NHK解説委員
久保田 きぬ子	東北学院大学教授
田 中 二 郎	元最高裁判所判事
西 村 熊 雄	元フランス大使（55.11.12 死亡）
御園生 圭 輔	原子力安全委員会委員

1 原爆被爆者対策の基本理念

- (1) 今次の戦争による国民の犠牲はきわめて広範多岐にわたり、すべての国民がその生命・身体・財産等について多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたといっても言い過ぎではない。

しかし、これらの犠牲の中で、広島及び長崎における原爆投下による被爆者の犠牲がきわめて特殊性の強いものであることは、何人も否定しがたいところである。

広島及び長崎における原爆投下は、歴史はじまって以来初めて人類に対して原爆の恐るべき威力を発揮したものであり、これによる原爆被害は悲惨きわまりないものであった。すなわち、この無警告の無差別的奇襲攻撃により、前代未聞の熱線、爆風及び放射線が瞬時にして、広範な地域にわたり多数の尊い人間の生命を奪い、健康上の障害をもたらし、人間の想像を絶した地獄を現出した。そして、これがひいては戦争終結への直接的契機ともなった。ただしそれだけではない。この惨禍で危うく死を免れた者の中にも原爆に起因する放射線の作用により、35年を経た今日なお、晩発障害に悩まされている者が少なくない。原爆放射線による健康上の障害には、被爆直後の急性原爆症に加えて、白血病、甲状腺がん等の晩発障害があり、これらは、被爆後数年ないし10年以上経過してから発生するという特異性をもつものであり、この点が一般の戦災による被害と比べ、際立った特殊性をもった被害であると言えることができる。

- (2) およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならないところであって、政治論として、国の戦争責任等を云々するのはともかく、法律論として、開戦、講和というような、いわゆる政治行為（統治行為）について、国の不法行為責任など法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める途は開かれていないというほかはない。

もっとも、このような犠牲者に対し、現代福祉国家の理想に基づき、その平和な生存を保障する措置の一環として、種々の救済策を講ずるかどうかは、別に考慮に値する問題で、社会的公正を確保する見地からいって、それは望ましくかつ意義ある措置ということができよう。こういう見地からいえば、戦争損害の一環としての広島及び長崎における原爆被爆者の損害に対し、政府が被爆の実態に即応した対策を講じてきたことは、一応評価しなければならない。

しかれば、原爆被爆者対策はいかなる基本理念に基づいて行われるべきであろうか。従来、政府は、現行の原爆二法による対策は他の一般戦災者に対する対策との均衡と調和などを考慮してか、特別の社会保障制度であるという見解をとってきた。

ところが、昭和53年3月30日の最高裁判所の判決は、現行原爆医療法はいわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるが、国家補償的配慮が制度の根底にあることを指摘して次のように述べている。すなわち、「原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費より必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものである」といえることができる。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原子爆弾の被爆による健康上

の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が遡れば戦争という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊な戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。」と（最高判昭和 53 年 3 月 30 日第 1 小法廷民集第 32 巻 2 号 435 頁参照）。

最高裁判所の判決も述べているように、従来国のとってきた原爆被爆者対策は、原爆被害という特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度と解すべきであり、これを単なる社会保障制度と考えるのは適当でない。また、原爆被爆者の犠牲は、その本質及び程度において他の一般の戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する「特別の犠牲」であることを考えれば、国は原爆被爆者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って被害の実態に即応する適切妥当な措置対策を講ずべきものとする。

(3) ところで、広い意味における国家補償の見地に立って適切妥当な措置対策を講ずるとするのは、具体的にはどういう意味を有するかについて、若干の分析的解説を加えておく必要がある。

第 1 に、国家補償の見地に立って考えるというのは、今次の戦争の開始及び遂行に関して国の不法行為責任を肯認するとか、原爆被爆者が違法な原爆投下をしたアメリカ合衆国に対して有する損害賠償請求権の講和条約による放棄に対する代償請求権を肯認するという意味ではなく、今次戦争の過程において原爆被爆者が受けた放射線による健康障害すなわち「特別の犠牲」について、その原因行為の違法性、故意、過失の有無等にかかわらず、結果責任（危険責任といってもよい）として、戦争被害に相応する「相当の補償」を認めるべきだという趣旨である。それは国の完全な賠償責任を認める趣旨でないことを注意する必要がある。

第 2 に、原爆被爆者に対する対策は、結局は、国民の租税負担によって賄われることになるのであるが、殆どすべての国民が何らかの戦争被害を受け、戦争の惨禍に苦しめられてきたという実情のもとにおいては、原爆被爆者の受けた放射線による健康障害が特異のものであり、「特別の犠牲」というべきものであるからといって、他の戦争被害者に対する対策に比し著しい不均衡が生ずるようであっては、その対策は、容易に国民的合意を得がたく、かつまた、それは社会的公正を確保するゆえんでもない。この意味において、原爆被爆者対策も、国民的合意を得ることのできる公正妥当な範囲に止まらなければならないであろう。

第 3 に、原爆被爆者対策は、国家補償の見地に立って基本的には、国の責任において行うべきであるとしても、その具体的内容は、結局は被爆者の福祉の増進を図ることを狙いとするものでありそのためには各地域の実情に即した対策が望ましく、このような地域福祉の見地からいえば地方公共団体の被爆者対策への協力が強く要請されるものと言わなければならない。

なお、一部に被爆者対策の内容は、旧軍人軍属等に対する援護策との間に均衡のとれたものとすべきであるという声がある。このような要望は心情論としては理解できないわけではないが、法律論としてはにわかには採用しがたい。すなわち旧軍人軍属等に対する援護策は国と特殊の法律関係にあった者に対する国の施策として実施されているもので原爆被爆者を直ちにこれと同一視するわけにはいか

ない。

2 原爆被爆者対策の基本的在り方

当懇談会は、原爆被爆者対策を広い意味における国家補償の見地に立って考えるものであるが、被爆者対策の基本的在り方の要点を摘記すると、次のとおりである。

- (1) これまでの被爆者対策の発展の跡をたどると、被爆者対策の対象たる者が逐次拡大され、その給付の内容も、当初の現物給付（健康診断、医療給付）から次第に金銭給付（健康管理手当、特別手当、医療手当、保健手当、介護手当、葬祭料等）にその重点が移ってきているのみならず、健康管理手当の支給要件の緩和の経過等にみられるように、全体的に一律平等総花主義になってきているように思われる。しかし、ただ徒らにこういう傾向を推し進めることは、一方において、援護対策の必要度の高い被爆者に対する適切妥当な対策の実施を困難にするとともに、他方において、一般戦争被害者に対する対策との間に不均衡をきたし、社会的公正を確保するゆえんではない。

ひとしく原爆被爆者と称せられる者は、すべて「特別の犠牲」を余儀なくされた者と理解すべきものとしても、放射線被曝の程度には人によって差があり、多量の線量を被曝した者から被曝の可能性があったにすぎない者まで含まれている。また、被曝による放射線障害の程度についても、原爆による放射線障害であると明らかに認められる者から放射線障害の生ずる可能性のある者に至るまで、まちまちであり、これに対する対策の必要性は、人によって著しく異なる。したがって今後の対策は、画一に流れることを避け、その必要性を確かめ障害の実態に即した適切妥当な対策を重点的に実施するよう努めるべきである。いいかえれば、「公平の原則」は絶えず考慮しながらも、「必要の原則」を重視し、現実の必要に応じ手厚い行き届いた対策を講ずべきである。

- (2) 被爆者に対する重要な対策の一つとして原爆投下によって被爆死した人に対する弔慰金及びその遺族に対する遺族年金等の支給を要求する声が強い。原爆投下により瞬時に又は長い苦しみの末、死没した人々及びその遺族に対し、弔慰の念を今さらに新たにすることは、同胞の心情として、きわめて当然のことであるが、これらの人々に対し、国が特に弔慰金、遺族年金等を支給すべきかどうかは、また、別個の問題である。都市の大空襲で爆撃を受け即死ないし苦しい療養の後に死没した人々、艦砲射撃で一家一族が一瞬にして無に帰した人々並びにそれらの遺家族など、数限りない悲惨な戦災者との均衡を無視することは、社会的公正を実現するゆえんとはいいい得ず、国民的合意を得ることはむずかしい。

以上のように考えることは、被爆者に対して国家補償の見地に立って対策を考えるべきものとする当懇談会の立場と決して矛盾するものではないと考える。

- (3) 被爆者対策に関し、被爆地域拡大の要求が関係者の間に強い。ところで、被爆地域の指定は、本来原爆投下による直接放射線量、残留放射能の調査結果など、十分な科学的根拠に基づいて行われるべきものである。ところで、これまでの被爆地域の指定は、従来の行政区域を基礎として行われたために、爆心地からの距離が比較的遠い場合でも被爆地域の指定を受けている地域があることは事実であるが、上述のような科学的・合理的な根拠に基づくことなく、ただこれまでの被爆地域との均衡を保つためという理由で被爆地域を拡大することは、関係者の間に新たに不公平感を生み出す原因となり、ただ徒らに地域の拡大を続ける結果を招来するおそれがある。被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある

場合に限定して行うべきである。

3 原爆被爆者対策の内容の改善

- (1) 現行のいわゆる原爆二法、すなわち、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律は、原爆被爆者を対象として、原爆放射線による健康上の障害に着目して各種の給付を行おうとするもので、その内容をみると、被爆者に対する健康診断及び医療の給付に加え各種の金銭給付があり、これら原爆二法による給付以外にも原爆小頭症患者手当の支給及び被爆者のための養護ホームの設置、被爆者相談事業の実施等の福祉増進施策が予算措置として行われている。これらの給付や措置だけでは、すべての被爆者を満足させるに足りるものといえないにしても、他の戦争被害者に対する救済措置と対比して、国としては、それ相応の配慮をしてきたものといえてよいであろう。
- (2) 原爆投下以来 35 年を経た今日、被爆者として被爆者対策の対象となっている人々が 37 万人を超え、年々その数が増加する傾向さえみられるが、晩発障害の発生等を考慮しても、対策の真の対象そのものは、漸減していくのが筋である。このように限られた現存の被爆者に対しては、「特別の犠牲」を余儀なくされた者として、その被爆による放射線障害の実態に即し、「必要の原則」に従って適切妥当な救済措置を講ずべきである。例えば、多量の放射線を被曝したと推定される近距離被爆者に対しては、被爆の実態に即した各種手当の支給等に引き続き努力を傾注すべきである。

原爆放射線の身体的影響については、多くの事実が明らかにされているが、なお解明されていない分野がある。また、原爆放射線の遺伝的影響についても、現在までのところ有意な影響は認められていないものの、さらに研究を重ねる必要がある。このため、研究体制の整備充実を図ることにより周到な研究を進め、問題を逐次解明することが、被爆者に対する国の重大な責務であると同時に、世界における唯一の被爆国であるわが国が国際社会の平和的発展に貢献する道といえるであろう。

また、被爆者が今日の複雑多難な社会環境に対処しこれを生き抜いていくうえに種々の疑問を抱き不安を感じる事の少なくないであろう実情に照らし、国は被爆者相談事業の充実を図るべきである。こうした被爆者相談事業などの福祉増進施策は地域福祉と密接な関連があるので地方公共団体も相応の役割を果たすべきであろう。

7 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の制定

その後原爆医療法・原爆特別措置法は幾多の改善充実をみたが、高齢化の進行など被爆者の取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の施策を充実発展させた総合的な施策を講ずることが強く求められることとなった。

このため、平成 6 年 9 月から与党の戦後 50 年問題プロジェクトチームにおいて被爆者対策の在り方について審議が行われ、同年 11 月 2 日に与党 3 党が合意、政府は同月 22 日に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」案を閣議決定し、第 131 回臨時国会へ提出した。

法律案は、広島、長崎での衆議院厚生委員会の地方公聴会を経て可決成立し、平成 6 年 12 月 16 日法律第 117 号として公布され、平成 7 年 7 月 1 日から施行されることとなった。

新しい「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」では、被爆後 50 年のときを迎えるに当たり、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じ、あわせて、国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記するものとする法律制定の趣旨を前文を設けて明らかにし、特別葬祭給付金の支給、平和を祈念するための事業、所得制限の撤廃、福祉事業の実施と補助の法定化等の新規事項とともに、被爆者に対する医療の給付及び手当の支給等について、従前の原爆医療法・原爆特別措置法と同様の規定が設けられた。

8 「黒い雨」訴訟の原告と同じような事情にあった者の救済

第一種健康診断特例区域外において「黒い雨」に遭い放射能の影響を受けたとする方々が、県及び広島市に被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証の交付を申請、この却下処分を不服として広島地裁に提訴した裁判で、令和 2 年 7 月 29 日、県及び広島市敗訴の一審判決が言い渡された。

令和 3 年 7 月 14 日、広島高裁で県及び広島市敗訴の二審判決が言い渡されたが、本県と広島市は、上告せず訴訟を終結させたいことを国に伝え、また原告以外の黒い雨体験者を救済するための制度改正を強く求めた。そうした中、令和 3 年 7 月 27 日に内閣総理大臣談話が閣議決定され、「上告せず原告 84 名に直ちに被爆者健康手帳を交付すること」、また、「原告と同じような事情にあった方々の救済に向けて早急に対応を検討すること」となり、本件訴訟は終結し、8 月初旬には原告 84 名に被爆者健康手帳を交付した。

その後、令和 4 年 3 月 18 日付の国の通知（「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて）により事務処理基準が示され、「黒い雨に遭ったことが確認できること（否定できない場合は黒い雨に遭った者とみなす）」及び「11 種類の障害を伴う疾病にかかっていること（白内障は手術歴を含む）」に該当する場合は被爆者健康手帳を交付できることとなり、令和 4 年 4 月 1 日から運用が開始された。

第2 法による健康管理・医療

1 概要

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成7年7月1日施行）に基づき、被爆者の健康診断及び医療を行い、被爆者の健康保持及びその向上を図っている。

2 法制度の変遷

(1) 旧「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の変遷

制 定 年 月	内 容
昭和32年3月	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が制定され、被爆者の健康管理と原爆の放射能に起因する障害の医療給付が、4月1日から実施された。
昭和35年8月	同法の一部改正（昭和35.8.1施行） ① 特別被爆者制度の創設と一般疾病医療費の支給 特別被爆者の区分（施行令6条） ・2キロメートル以内の直接被爆者及びその胎児（1号） ・厚生大臣の認定を受けた者（2号） ・健康診断の結果、厚生大臣の求める特別の障害が認められた者（3号） ② 認定被爆者に医療手当の支給
昭和37年3月	同法施行令の一部改正（昭和37.4.1施行） ① 特別被爆者の範囲拡大 「2キロメートル」から「3キロメートル」に拡大 ② 特別被爆者になり得る条件緩和（施行令6条3号該当） ・改正前「直接被爆者でかつ2週間以内に2キロメートル以内の地点に入った者」 ・改正後「直接被爆者又は入市者（2週間以内に2キロメートル以内の地点に入った者）」
昭和38年3月	同法施行令の一部改正（昭和38.4.1施行） 医療手当所得制限の緩和 ・改正前「前年の所得税額本人0円で、扶養義務者の税額5,660円以下」 ・改正後「前年の所得税額本人1,640円以下で扶養義務者の税額5,660円以下」
昭和39年3月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和39.4.1施行） 特別被爆者になり得る条件緩和（施行令6条3号該当） ・改正前「直接被爆者又は入市者（2週間以内に2キロメートル以内の地点に入った者）」 ・改正後「一般被爆者全部が該当」
昭和40年4月	同法施行令等の一部改正（昭和40.4.1施行） ① 医療手当所得制限の緩和（政令改正） 改正前 改正後 本人の前年所得税額 1,640円 → 17,200円 扶養義務者前年所得税額 5,660円 → 17,200円 ② 健康管理の強化（省令改正） 希望健康診断制度の新設 定期健康診断以外年2回を限度として被爆者の希望により実施
昭和40年5月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和40.5.28施行、昭和40.4.1適用） 医療手当の増額 改正前 改正後 2,000円 → 3,000円 1,000円 → 1,500円

制 定 年 月	内 容
昭和 40 年 9 月	同法施行令の一部改正（昭和 40. 10. 1 施行） 特別被爆者の範囲拡大 ・被爆後 3 日以内に爆心地から 2 キロメートル以内に入市した者及びその胎児 ・被爆当時、次の区域にあった者及びその胎児（新庄町、三滝町、山手町、己斐町、古田町、庚午町、三篠本町四丁目、安佐郡祇園町のうち長束、西原、西山本） （注）長崎市については町名省略
（昭和 42 年）	（広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）設置）
（昭和 43 年 5 月）	（「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の制定（昭和 43. 9. 1 施行） 特別手当等（特別手当、健康管理手当、介護手当、医療手当）の支給が実施された。）
（昭和 45 年 4 月）	（広島原爆養護ホームの開設（厚生事務次官通知による）〈予算事業〉）
昭和 46 年 4 月	同法施行令の一部改正（昭和 46. 4. 1 施行） 長崎市の爆心地域拡大
昭和 47 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 47. 5. 1 施行） 特別被爆者の範囲拡大 被爆当時、次の区域にあった者及びその胎児（草津東町、草津浜町、草津本町、草津南町 及び安佐郡祇園町のうち東山本、北下安、南下安、東原）
昭和 48 年 4 月	同法施行令の一部改正（昭和 48. 4. 19 施行、昭和 48. 4. 1 適用） 長崎市の特別被爆地域拡大
昭和 49 年 6 月	同法の一部改正（昭和 49. 10. 1 施行） ① 一般被爆者及び特別被爆者の区分が廃止され、被爆者健康手帳となる。 ② 健康診断特例区域の指定（長崎）
昭和 51 年 9 月	同法施行令の一部改正（昭和 51. 9. 18 施行） 広島についても健康診断特例区域の指定（黒い雨降雨区域）
昭和 57 年 8 月	老人保健法の制定（昭和 58. 2. 1 施行） 一般疾病医療費が同法の適用を受けることとなる。
昭和 59 年 9 月	健康保険法等の一部改正（昭和 59. 10. 1 施行） 被保険者本人も一般疾病医療費の適用を受けることとなる。
昭和 63 年 5 月	同法施行規則の一部改正（昭和 63. 5. 11 施行、昭和 63. 4. 1 適用） 被爆者健康診断にがん検診が新設
平成 4 年 4 月	被爆者健康診断のがん検診に「大腸がん検診」が追加（平成 4. 4. 13 施行、平成 4. 4. 1 適用） 老人保健法の一部改正による「老人訪問看護制度」創設に伴う老人被爆者の基本利用料の国費負担制度が新設（平成 4. 4. 1 適用）

(2) 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の変遷

平成 6 年 12 月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定（平成 7. 7. 1 施行） 被爆者の健康管理及び医療について原爆医療法と同様の規定の設置
平成 9 年 12 月	介護保険法の制定（平成 12. 4. 1 施行） 一般疾病医療費が同法に適用されることとなる。
平成 10 年 8 月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」施行規則の一部改正（平成 10. 8. 3 施行） ① 健康診断受診者証の更新が廃止される。（平成 10. 10. 1 施行） ② 被爆者健康手帳の更新が廃止される。（平成 11. 8. 1 施行）
平成 14 年 4 月	同法施行令の一部改正（平成 14. 4. 1 施行） 第二種健康診断受診者証の創設（長崎被爆の健康診断特例区域の拡大）

在外被爆者に対する支援

制 定 年 月	内 容
平成 14 年 5 月	在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の通知（平成 14. 5. 31 通知、平成 14. 6. 1 実施）
平成 15 年 7 月	在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の改正（平成 15. 7. 25 通知、平成 15. 8. 1 適用） 「手帳交付渡日支援事業」、「渡日治療支援事業」等について、実施主体を 4 県市以外の都道府県に拡大した。
平成 16 年 9 月	在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の改正（平成 16. 9. 1 通知、平成 16. 9. 1 適用） ①被爆確認証交付事業について 4 県市以外の都道府県を実施主体に加えた。 ②「手帳交付渡日支援事業」及び「渡日治療支援事業」について渡日に際して必要な介助者の取扱いを明確化した。
平成 16 年 12 月	在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の改正（平成 16. 12. 21 通知、平成 16. 10. 1 適用） 在外被爆者保健医療助成事業を追加した。 在外被爆者保健医療助成事業実施要綱の通知（平成 16. 12. 21 通知、平成 16. 10. 1 実施）
平成 17 年 11 月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則」の一部改正（平成 17. 11. 30 施行） 被爆者健康手帳取得者であって、国内に居住地及び現在地を有しない者が、健康管理手当等の手当の認定申請及び日本国外で死亡した場合の葬祭料の支給申請をするときは、在外公館等を経由して最後に日本国内に有した居住地または現在地の都道府県知事（及び広島市長、長崎市長）に申請することが可能となった。
平成 18 年 4 月	平成 18 年度在外被爆者支援事業実施要綱の制定（平成 18. 3. 31 通知、平成 18. 4. 1 適用） 及び在外被爆者渡日支援等事業実施要綱の廃止（平成 18. 3. 31 通知、実施） これまで国庫補助事業であった在外被爆者支援事業が、厚生労働省から、都道府県、広島市及び長崎市への委託事業となった。
平成 19 年 4 月	保健医療助成事業において、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア及びペルー在住の事業対象者については、民間保険会社の医療保険の保険料を助成の対象としてきたが、民間保険会社の医療保険に加入していない者については、居住国の医療機関において医療を受けたときに支払った医療費が助成対象とされた。
平成 20 年 4 月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費ともに、年間 13 万円から 14 万 5 千円（保険料については特に理由がある場合 15 万 7 千円、医療費については連続して 4 日間以上入院した場合は 15 万 7 千円）とされた。
平成 20 年 6 月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の一部改正（平成 20. 12. 15 施行） 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者で、国内に居住地及び現在地を有しない者は、政令で定めるところにより、在外公館等を経由して、その者が被爆したとする場所の所在地を管轄する都道府県知事（広島県知事、長崎県知事、広島市長又は長崎市長）に申請することが可能となった。
平成 21 年 4 月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費ともに、年間 14 万 5 千円から 15 万 3 千円（保険料については特に理由がある場合 16 万 5 千円、医療費については連続して 4 日間以上入院した場合は 16 万 5 千円）とされた。
平成 22 年 4 月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令」の一部改正（平成 22. 4. 1 施行） 被爆者健康手帳取得者であって、国内に居住地及び現在地を有しない者が、その者の負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けようとするときは、在外公館等から都道府県知事（及び広島市長、長崎市長）を経由して、厚生労働大臣に申請することが可能となった。 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則」の一部改正（平成 22. 4. 1 施行） 第一種又は第二種健康診断受診者証の交付を受けようとする者（非居住者に限る。）は、在外公館等を経由して、当時現に所属していた場所を管轄する都道府県知事（広島県知事、長崎県知事、広島市長又は長崎市長）に申請することが可能となった。 保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費ともに、年間 15 万 3 千円から 16 万 1 千円（保険料については特に理由がある場合 17 万 2 千円、医療費については連続して 4 日間以上入院した場合は 17 万 2 千円）とされた。

制 定 年 月	内 容
平成 23 年 4 月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費ともに、年間 16 万 1 千円から 17 万 1 千円（保険料については特に理由がある場合 18 万 3 千円、医療費については連続して 4 日間以上入院した場合は 18 万 3 千円）とされた。
平成 24 年 4 月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費ともに、年間 17 万 1 千円から 17 万 6 千円（保険料については特に理由がある場合 18 万 7 千円、医療費については連続して 4 日間以上入院した場合は 18 万 7 千円）とされた。
平成 25 年 4 月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費ともに、年間 17 万 6 千円から 17 万 9 千円（保険料については特に理由がある場合 19 万 1 千円、医療費については連続して 4 日間以上入院した場合は 19 万 1 千円）とされた。
平成 26 年 4 月	保健医療助成事業において、助成限度額が引き上げられ、保険料、医療費ともに、年間 30 万円とされた。保険料の助成にウルグアイが追加された。（医療費については、上限を超える部分についても一定条件のもと支給される。）
平成 27 年 4 月	保健医療助成事業において、保険料の助成にベネズエラが追加された。
平成 28 年 1 月	被爆者援護法に基づく医療費支給が可能とされた。
平成 31 年 4 月	ブラジルにおいて、被爆者援護法に基づく医療費の代行申請が可能とされた。

原爆医療法等に基づく被爆者区分の推移

施行 年 月 日	直 接 被 爆			爆		入 市 被 爆		救 護 等
	2 km 以 内	3 km 以 内	新庄町、三 滝町、山手 町、己斐町、 古田町、庚 午町、三篠 本町四丁目 祇園町、長 束、西原、西 山本	草津東町 草津浜町 草津本町 草津南町	祇園町 東山本 北下安 南下安 東 原	3km 以 遠 の市内と 中山村、戸 坂村、府中 町の一部	8 月 6 日 ゝ 8 月 9 日	
S32. 4. 1	旧被爆者健康手帳				（非 被 爆 者 ）	旧被爆者健康手帳		
S35. 8. 1	旧一般被爆者健康手帳					旧一般被爆者健康手帳		
S37. 4. 1								
S40. 10. 1						旧特別被爆者健康手帳		
S47. 4. 1	旧特別被爆者健康手帳							
S49. 10. 1	被 爆 者 健 康 手 帳							

3 被爆者の区分

被爆者とは、次に該当する者で被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。

被 爆 者 (法第1条)	第1号	直 接 被 爆 者	原爆が投下された際、当時の広島市及び 1 広島県安佐郡祇園町 2 広島県安芸郡戸坂村のうち、狐爪木 3 広島県安芸郡中山村の うち、中、落久保、北平原、西平原及び寄田 4 広島県安芸郡府 中町のうち、茂陰北にあった者 (長崎分は省略)
	第2号	入 市 者	原爆が投下された時から2週間以内に爆心地からおおむね2キ ロメートルの区域内(別記)にあった者
	第3号	原爆が投下された際、 又はその後身体に原爆 放射能の影響を受ける ような事情の下にあっ た者	①死体処理及び救護に従事した者等(※1) ②『黒い雨』に遭った者(※2)
	第4号	胎 児	上記第1号、第2号、第3号の者の胎児であった者

別記(第2号関係)

当時の広島市のうち、楠木町一丁目、楠木町二丁目、楠木町三丁目、三篠本町一丁目、三篠本町二丁目、横川町一丁目、横川町二丁目、横川町三丁目、打越町、山手町、南三篠町、福島町、中広町、上天満町、天満町、西天満町、東観音町一丁目、東観音町二丁目、西観音町一丁目、西観音町二丁目、観音本町、南観音町、広瀬北町、寺町、空鞆町、西引御堂町、広瀬元町、鷹匠町、錦町、横堀町、北榎町、新市町、榎町、西九軒町、西大工町、十日市町、左官町、鍛冶屋町、油屋町、猫屋町、塚本町、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、堺町四丁目、西地方町、西新町、小網町、河原町、舟入町、舟入仲町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、中島本町、材木町、天神町、木挽町、元柳町、中島新町、水主町、吉島町、吉島羽衣町、白島北町、白島中町、白島東中町、白島九軒町、白島西中町、西白島町、東白島町、基町、猿楽町、細工町、横町、鳥屋町、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、大手町六丁目、大手町七丁目、大手町八丁目、大手町九丁目、塩屋町、尾道町、紙屋町、研屋町、革屋町、立町、東魚屋町、八丁堀、上流川町、幟町、上柳町、鉄砲町、橋本町、石見屋町、胡町、東胡町、山口町、下柳町、銀山町、弥生町、薬研堀町、斜屋町、下流川町、堀川町、三川町、平田屋町、播磨屋町、西魚屋町、中町、鉄砲屋町、袋町、下中町、新川場町、小町、雑魚場町、国泰寺町、竹屋町、田中町、平塚町、鶴見町、宝町、富士見町、昭和町、平野町、南竹屋町、東千田町、千田町一丁目、千田町二丁目、千田町三丁目、台屋町、京橋町、的場町、金屋町、比治山町、稲荷町、松川町、土手町、桐木町、段原大畑町、段原町、段原東浦町、比治山本町、皆実町一丁目、二葉ノ里、大須賀町、松原町及び猿猴橋町(長崎分は省略)

(※1) 第3号のうち「死体処理及び救護に従事した者等」に係る要件は次のとおり。

原子爆弾が投下された後2週間以内に、次に該当する状況だった方

- (1) 15人以上(出入口以外は壁などで閉ざされ、比較的狭小な部屋などは5人以上)の被爆して負傷した者が収容されている収容施設などにおおむね2日間以上とどまった方
- (2) 1日当たり5人以上の被爆して負傷した者と接触した方
- (3) (1)、(2)には該当しないが、それらに相当する被爆事実が認められる方

(※2) 第3号のうち『黒い雨』に遭った者」に係る要件は次のとおり。

次の1及び2のいずれにも該当する者

1 次の要件のいずれにも該当する者

- (1) 黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること。

※申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったも

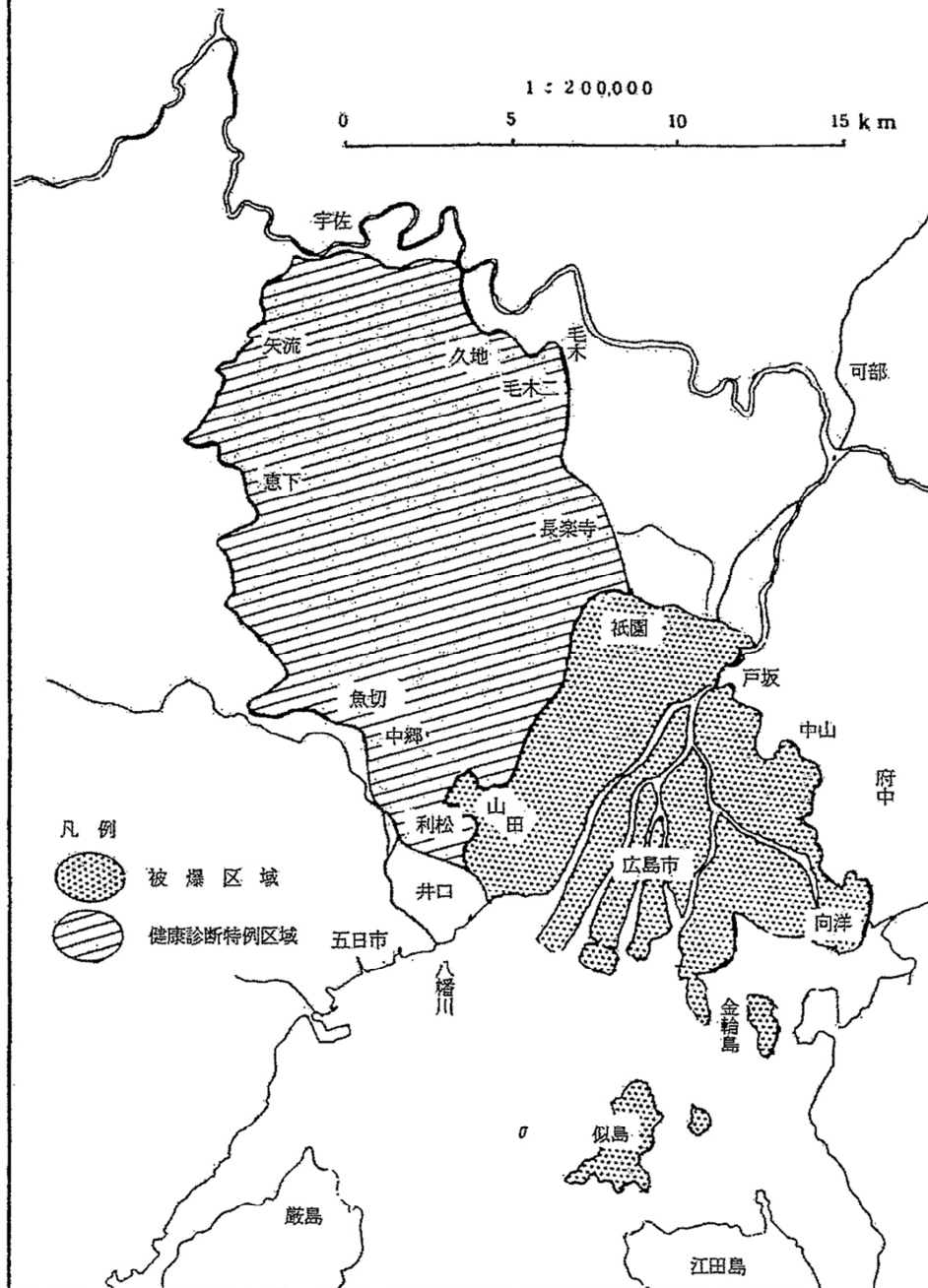
のとみなして取り扱う。

(2) 黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が「原告」と同じような事情にあったと確認できること。

2 健康管理手当の認定要件となる 11 種類の障害のいずれかを伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかっている者

※11 種類の疾病にかかっている者とは、申請に基づく審査において、現に 11 種類の障害を伴う疾病にかかっていることが確認できる者をいう。ただし、過去に白内障の手術を受けたことが確認できる者（眼内レンズ挿入者）は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなして取り扱う。

被爆区域及び健康診断特例区域



4 健康診断の特例

被爆者とみなし健康診断の特例の対象とする者は、健康診断を受けることができるが、医療の給付を受けることはできない。（第二種健康診断受診者証については年 1 回の一般検査のみ）

平成 14 年度からは、長崎被爆について健康診断特例区域が拡大され、「第二種健康診断受診者証」が創設された。これにより従来の健康診断受診者証は「第一種健康診断受診者証」となった。

「第一種健康診断受診者証」所持者で、健康診断の結果、特定の疾病にかかっている場合は、被爆者健康手帳が交付される。

令和 6 年 12 月からは、「第二種健康診断受診者証」所持者で「第二種健康診断特例区域医療受給者証」の交付を受けた場合は、医療費の助成を受けることができることとなった。

被爆者とみなし健康診断の特例の対象とする者 (法附則第 17 条)	1 第一種健康診断受診者証所持者	1 原爆が投下された際、下記の区域内に在った者又は、その当時その者の胎児であった者 1 山県郡安野村のうち、島木及び段原 2 佐伯郡 (1) 水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤及び恵下 (2) 河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川及び下小深川 (3) 石内村 (4) 八幡村のうち、利松、口和田及び高井 3 安佐郡 (1) 久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原及び幸ノ神 (2) 日浦村のうち、毛木二 (3) 戸山村 (4) 安村のうち、長楽寺及び高取 (5) 伴村 (長崎分は省略)
	2 第二種健康診断受診者証所持者	2 長崎に原爆が投下された際、爆心地から 12 km の区域内（被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証の対象となる区域を除く）に在った者又はその当時その者の胎児であった者 (区域名省略)

5 被爆者健康手帳等の申請手続

(1) 被爆者健康手帳交付の申請

ア 申請書の提出先

申請者の居住地の市町役場（呉市の場合、居住地を管轄する保健所。以下同じ）

イ 添付書類

交付申請書に添付する書類としては、申請者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 1 条各号の一に該当する事実を認めることができる書類とされているが、厚生省公衆衛生局長通達（昭和 32 年 5 月 14 日衛発第 387 号）によって、おおむね次のとおりとされている。

① 当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書

- ② 前号のものがない場合は、当時の書簡、写真等の記録書類
- ③ 前2号のものがない場合は、市町村長等の証明書
- ④ 前3号のものがない場合は、第三者（三親等内の親族を除く。）2人以上の証明書
- ⑤ 前各号のいずれもない場合は、本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書
- ⑥ 黒い雨に遭ったとして申請する場合は、診断書（健康管理手当用）の提出が必要

(2) 第一種及び第二種健康診断受診者証交付の申請

ア 申請書の提出先

被爆者健康手帳に同じ

イ 添付書類

交付申請書に添付する書類は、申請者が法附則第17条に規定する者に該当する事実を認めることができる書類（第三者の証明書等）で、当該書類がない場合には、当該事実についての申立書となっている。

ウ 被爆者健康手帳の交付

(ア) 第一種健康診断受診者証の所持者で、一般検査において医師が精密検査を必要と判断し、精密検査を行った結果、次に掲げる障害があると認められた者については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条第3号に該当する者として被爆者健康手帳の交付を受けることができる。

- ① 造血機能障害
- ② 肝臓機能障害
- ③ 細胞増殖機能障害
- ④ 内分泌腺機能障害
- ⑤ 脳血管障害
- ⑥ 循環器機能障害
- ⑦ 腎臓機能障害
- ⑧ 水晶体混濁による視機能障害
- ⑨ 呼吸器機能障害
- ⑩ 運動器機能障害
- ⑪ 潰瘍による消化器機能障害

(イ) 被爆者健康手帳交付申請書に添付する書類は、精密検査用健康診断個人票及び第一種健康診断受診者証となっている。健康管理手当を同時に申請する場合は、精密検査用健康診断個人票の添付を省略することができる。

6 居住地の変更等

(1) 氏名及び居住地等の変更

変更届は、居住地の市町役場へ提出する。

(2) 再 交 付

再交付申請書は、居住地の市町役場へ提出する。

(3) 返 還

① 被爆者健康手帳

死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が死亡した者の居住地の市町役場へ被爆者健康手帳を提出する。

② 健康診断受診者証

死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が死亡した者の居住地の市町役場へ健康診断受診者証を提出する。

7 全国被爆者数（各年度末現在）の推移

（単位：人）

区 分	昭和 32	35	40	45	49	50	55	60
特 別 被 爆 者		83,323	217,304	281,449				
一 般 被 爆 者	200,984	151,866	64,291	51,596				
計	200,984	235,189	281,595	333,045	356,527	364,261	372,264	365,925
健康診断受診者証交付者	—	—	—	—	4,003	3,970	4,975	3,850

区 分	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
被 爆 者	352,550	348,030	343,712	339,034	333,812	328,629	323,420	317,633	311,704	304,455
健康診断受診者証交付者	3,313	3,153	3,033	2,847	2,676	2,524	2,266	2,060	1,829	1,604

区 分	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
被 爆 者	297,613	291,824	285,620	279,174	273,918	266,598	259,556	251,834	243,692	235,569
健康診断受診者証交付者	1,495	1,379	1,274	一 種 1,164 二 種 10,695	一 種 1,077 二 種 11,705	一 種 981 二 種 11,882	一 種 927 二 種 11,788	一 種 861 二 種 11,601	一 種 776 二 種 11,413	一 種 732 二 種 11,182

区 分	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
被 爆 者	227,565	219,410	210,830	201,779	192,719	183,519	174,080	164,621	154,859	145,844
健康診断受診者証交付者	一 種 678 二 種 10,982	一 種 635 二 種 10,691	一 種 601 二 種 10,414	一 種 564 二 種 10,114	一 種 524 二 種 9,854	一 種 499 二 種 9,534	一 種 488 二 種 9,247	一 種 448 二 種 8,940	一 種 425 二 種 8,638	一 種 398 二 種 8,341

区 分	令和元	2	3	4	5	6	7
被 爆 者	136,682	127,755	118,935	113,649	106,825	99,130	91,105
健康診断受診者証交付者	一 種 385 二 種 7,961	一 種 366 二 種 7,619	一 種 348 二 種 7,222	一 種 312 二 種 6,796	一 種 254 二 種 6,323	一 種 232 二 種 5,847	一 種 216 二 種 5,440

- ※ 1 昭和 35 年度特別被爆者制度創設、昭和 49 年 10 月一般被爆者及び特別被爆者の区分廃止、同年 10 月より健康診断のみを行う地域が設けられ健康診断受診者証が交付された。
- 2 全国被爆者数は厚生労働省の公表被爆者数であり、平成 14 年度については、平成 15 年 3 月 31 日時点で国外転出の在外被爆者数は含まれていない。

8 全国都道府県別被爆者数（令和8年3月31日現在）

都道府県名等		令和7年度末							
		被爆者健康手帳					第1種 受診者証 人	第2種 受診者証 人	合計 人
		第1号 人	第2号 人	第3号 人	第4号 人	小計 人			
1	北海道	98	35	12	8	153	1	5	159
2	青森	19	3	4	2	28	0	0	28
3	岩手	9	0	1	2	12	0	2	14
4	宮城	46	12	5	3	66	0	1	67
5	秋田	7	1	0	2	10	0	0	10
6	山形	5	1	0	0	6	0	1	7
7	福島	24	6	5	3	38	0	2	40
8	茨城	150	27	18	13	208	6	8	222
9	栃木	74	21	10	5	110	0	2	112
10	群馬	55	6	4	2	67	0	3	70
11	埼玉	715	180	95	113	1,103	6	55	1,164
12	千葉	886	268	100	138	1,392	9	49	1,450
13	東京	2,044	532	250	234	3,060	14	68	3,142
14	神奈川	1,637	407	193	169	2,406	11	78	2,495
15	新潟	30	5	3	2	40	0	0	40
16	富山	15	7	0	3	25	0	0	25
17	石川	25	8	4	1	38	0	0	38
18	福井	26	6	2	2	36	0	0	36
19	山梨	33	6	2	3	44	0	3	47
20	長野	50	13	5	7	75	1	4	80
21	岐阜	123	33	17	15	188	7	9	204
22	静岡	205	35	24	23	287	5	15	307
23	愛知	821	142	101	94	1,158	11	91	1,260
24	三重	125	21	22	17	185	0	13	198
25	滋賀	112	46	17	11	186	0	12	198
26	京都	336	123	48	38	545	0	17	562
27	大阪	1,996	493	262	208	2,959	12	150	3,121
28	兵庫	1,229	340	183	128	1,880	25	68	1,973
29	奈良	205	73	27	31	336	1	9	346
30	和歌山	81	13	7	13	114	0	4	118
31	鳥取	48	36	18	4	106	0	2	108
32	島根	130	184	22	13	349	1	0	350
33	岡山	439	177	84	64	764	5	9	778
34	広島	4,179	2,815	3,572	847	11,413	13	18	11,444
35	山口	721	269	143	93	1,226	7	12	1,245
36	徳島	35	14	3	2	54	0	2	56
37	香川	96	19	15	13	143	0	1	144
38	愛媛	185	73	23	30	311	2	3	316
39	高知	40	10	3	7	60	1	2	63
40	福岡	2,758	509	177	219	3,663	30	186	3,879
41	佐賀	276	67	32	24	399	2	26	427
42	長崎	3,289	722	1,379	395	5,785	11	1,030	6,826
43	熊本	359	56	30	32	477	2	19	498
44	大分	177	56	15	24	272	0	10	282
45	宮崎	135	40	11	11	197	1	7	205
46	鹿児島	195	20	21	25	261	2	10	273
47	沖縄	34	12	6	4	56	0	2	58
48	広島市	17,196	5,968	7,803	2,265	33,232	27	17	33,276
49	長崎市	11,355	1,912	1,426	889	15,582	3	3,415	19,000
合計		52,828	15,822	16,204	6,251	91,105	216	5,440	96,761

9 広島県・市年度別被爆者数（各年度末現在）

年度	広島県			広島市			計（人）
	一般被爆者 （人）	特別被爆者 （人）	小計（人）	一般被爆者 （人）	特別被爆者 （人）	小計（人）	
昭和 33	36,531		36,531	79,400		79,400	115,931
34	38,611		38,611	82,476		82,476	121,087
35	25,936	17,777	43,713	38,350	44,481	82,831	126,544
36	28,834	19,882	48,716	41,959	45,793	87,752	136,468
37	26,136	25,017	51,153	25,635	67,161	92,796	143,949
38	25,847	25,167	51,014	25,569	68,039	93,608	144,622
39	26,927	26,186	53,113	25,471	67,922	93,393	146,506
40	7,553	49,651	57,204	13,568	79,343	92,911	150,155
41	7,038	57,730	64,768	10,577	85,050	95,627	160,395
42	7,282	64,292	71,574	10,864	84,111	94,975	166,549
43	7,752	68,235	75,987	9,857	83,064	92,921	168,908
44	7,867	69,575	77,442	9,193	82,196	91,389	168,831
45	8,666	72,567	81,233	8,805	81,531	90,336	171,569
46	8,438	72,443	80,881	9,286	82,804	92,090	172,971
47	7,675	59,137	66,812	9,022	99,742	108,764	175,576
48	7,720	58,904	66,624	8,957	99,733	108,690	175,314
49			62,874			114,411	177,285
50			65,219			114,542	179,761
51			66,253			113,384	179,637
52			66,699			112,738	179,437
53			67,228			111,811	179,039
54			67,799			110,717	178,516
55			68,356			109,612	177,968
56			68,211			108,870	177,081
57			68,208			108,208	176,416
58			67,550			107,093	174,643
59			59,322			113,885	173,207
60			58,856			112,871	171,727
61			58,121			111,433	169,554
62			57,580			110,392	167,972
63			57,046			109,118	166,164
平成元			56,250			107,459	163,709
2			55,579			105,599	161,178
3			54,889			103,818	158,707
4			53,958			101,939	155,897
5			52,851			100,188	153,039
6			51,844			98,473	150,317
7			50,766			96,929	147,695
8			49,630			95,260	144,890
9			48,577			93,637	142,214
10			47,173			91,940	139,113
11			45,451			90,184	135,635
12			44,367			88,592	132,959
13			43,246			86,779	130,025
14			41,995			85,065	127,060
15			40,739			83,732	124,471
16			39,427			81,649	121,076
17			37,381			80,509	117,890
18			35,987			78,111	114,098
19			34,561			75,642	110,203
20			33,027			73,388	106,415
21			31,619			71,194	102,813
22			30,498			68,886	99,384
23			28,926			66,660	95,586
24			27,388			64,302	91,690
25			25,954			61,666	87,620
26			24,434			58,933	83,367
27			22,818			56,174	78,992
28			21,286			53,340	74,626
29			19,836			50,384	70,220
30			18,393			47,632	66,025

年度	広島県			広島市			計 (人)
	一般被爆者 (人)	特別被爆者 (人)	小計 (人)	一般被爆者 (人)	特別被爆者 (人)	小計 (人)	
令和元			16,959			44,836	61,795
2			15,616			42,191	57,807
3			14,375			39,590	53,965
4			14,086			39,374	53,460
5			13,457			37,818	51,275
6			12,580			35,730	48,310
7			11,413			33,232	44,645

※ 昭和 49 年 10 月から、一般被爆者健康手帳、特別被爆者健康手帳の区別はなくなり、被爆者健康手帳となった。

10 市町別被爆者健康手帳・健康診断受診者証所持者数（令和8年3月31日現在）

（単位：人）

保 健 所（支所） 市 町		被 爆 者 健康手帳	健康診断受診者証		計
			第一種	第二種	
総 計		44,645	40	35	44,720
広島市		33,232	27	17	33,276
県 所 管 分 計		11,413	13	18	11,444
呉 市		1,116	0	2	1,118
福 山 市		498	1	3	502
西 部	大 竹 市	294	0	0	294
	廿 日 市 市	2,627	5	0	2,632
西部(広島)	安芸高田市	478	0	0	478
	府 中 町	1,094	2	1	1,097
	海 田 町	634	2	0	636
	熊 野 町	343	0	0	343
	坂 町	488	1	0	489
	安芸太田町	689	0	0	689
	北 広 島 町	533	0	0	533
西部(呉)	江 田 島 市	265	0	1	266
西 部 東	竹 原 市	90	0	0	90
	東 広 島 市	1,037	1	7	1,045
	大崎上島町	14	0	0	14
東 部	三 原 市	251	0	1	252
	尾 道 市	179	1	2	182
	世 羅 町	48	0	0	48
東部(福山)	府 中 市	53	0	0	53
	神石高原町	17	0	0	17
北 部	三 次 市	402	0	0	402
	庄 原 市	263	0	1	264

11 広島県・市男女別・年齢別被爆者数（令和8年3月31日現在）

（単位：人、％）

区 分		総 数	79 歳	80 歳 84 歳	85 歳 89 歳	90 歳 94 歳	95 歳 99 歳	100 歳
広島県	男	3,780	55	1,904	855	539	407	20
	比 率	100.0	1.5	50.4	22.6	14.2	10.8	0.5
	女	7,633	92	2,874	1,661	1,357	1,416	233
	比 率	100.0	1.2	37.6	21.8	17.8	18.6	3.0
	計	11,413	147	4,778	2,516	1,896	1,823	253
	比 率	100.0	1.3	41.9	22.0	16.6	16.0	2.2
広島市	男	12,449	150	6,457	3,660	1,582	567	33
	比 率	100.0	1.2	51.9	29.4	12.7	4.5	0.3
	女	20,783	204	8,497	5,659	3,804	2,195	424
	比 率	100.0	1.0	40.9	27.2	18.3	10.6	2.0
	計	33,232	354	14,954	9,319	5,386	2,762	457
	比 率	100.0	1.1	45.0	28.0	16.2	8.3	1.4
合 計	男	16,229	205	8,361	4,515	2,121	974	53
	比 率	100.0	1.3	51.5	27.8	13.1	6.0	0.3
	女	28,416	296	11,371	7,320	5,161	3,611	657
	比 率	100.0	1.0	40.0	25.8	18.2	12.7	2.3
	計	44,645	501	19,732	11,835	7,282	4,585	710
	比 率	100.0	1.1	44.2	26.5	16.3	10.3	1.6

12 広島県・市被爆者平均年齢の推移（各年度末現在）

（単位：歳）

年 度	昭和 58	59	60	61	62	63	平成元	2	3
広 島 県	61.7	62.7	63.3	64.0	64.5	65.2	65.8	66.4	67.0
広 島 市	58.6	59.2	59.9	60.6	61.2	61.9	62.6	63.3	63.9
合 計	59.8	60.4	61.1	61.8	62.3	63.0	63.7	64.3	65.0

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12
広 島 県	67.9	68.3	68.9	69.6	70.2	70.9	71.5	72.2	72.9
広 島 市	64.6	65.3	66.0	66.6	67.3	68.1	68.7	69.4	70.1
合 計	65.6	66.3	67.0	67.6	68.3	69.0	69.7	70.3	71.0

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
広 島 県	73.5	74.2	74.9	75.6	76.3	76.9	77.6	78.3	78.9
広 島 市	70.8	71.5	72.2	72.8	73.5	74.1	74.8	75.6	76.3
合 計	71.7	72.9	73.1	73.7	74.4	75.0	75.7	76.4	77.1

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
広 島 県	79.6	80.2	80.8	81.5	82.1	82.7	83.3	83.9	84.5
広 島 市	77.0	77.6	78.3	78.9	79.6	80.2	80.9	81.5	82.2
合 計	77.8	78.4	79.1	79.7	80.3	80.9	81.6	82.2	82.8

年 度	令和元	2	3	4	5	6	7
広 島 県	85.1	85.6	86.1	86.3	86.6	87.0	87.4
広 島 市	82.8	83.5	84.1	84.6	85.2	85.8	86.4
合 計	83.4	84.1	84.6	85.0	85.6	86.1	86.6

13 広島県・市距離別・年齢別直接被爆者数（令和８年３月３１日現在）

（単位：人、％）

区 分		比 率	総 数	79 歳	80 歳 84 歳	85 歳 89 歳	90 歳 94 歳	95 歳 99 歳	100 歳
広島県	500 メートル	0.1	5	0	1	0	2	1	1
	1,000	2.5	104	0	40	17	18	22	7
	1,500	15.6	645	0	265	151	103	117	9
	2,000	24.7	1,035	0	433	223	136	219	24
	3,000	26.5	1,109	1	516	280	116	170	26
	4,000	13.4	561	0	260	142	58	96	5
	4,001 以上	17.2	720	0	332	207	81	87	13
	計	100.0	4,179	1	1,847	1,020	514	712	85
広島市	500 メートル	0.0	7	0	3	1	1	2	0
	1,000	2.7	455	0	175	143	60	68	9
	1,500	14.3	2,466	0	1,088	697	361	273	47
	2,000	21.8	3,755	0	1,627	1,084	570	398	76
	3,000	28.4	4,874	0	2,273	1,514	611	415	61
	4,000	14.6	2,505	0	1,209	776	271	218	31
	4,001 以上	18.2	3,134	0	1,393	1,004	443	244	50
	計	100.0	17,196	0	7,768	5,219	2,317	1,618	274
合 計	500 メートル	0.1	12	0	4	1	3	3	1
	1,000	2.6	559	0	215	160	78	90	16
	1,500	14.6	3,111	0	1,353	848	464	390	56
	2,000	22.4	4,790	0	2,060	1,307	706	617	100
	3,000	28.0	5,983	1	2,789	1,794	727	585	87
	4,000	14.3	3,066	0	1,469	918	329	314	36
	4,001 以上	18.0	3,854	0	1,725	1,211	524	331	63
	計	100.0	21,375	1	9,615	6,239	2,831	2,330	359

14 広島県・市入市日別・年齢別入市被爆者数（令和８年３月３１日現在）

（単位：人、％）

区 分		比 率	総 数	79 歳	80 歳 84 歳	85 歳 89 歳	90 歳 94 歳	95 歳 99 歳	100 歳
広島県	8 月 6 日	6.9	193	0	49	24	20	90	10
	7	21.0	592	0	255	99	83	128	27
	8	19.6	552	0	250	68	94	110	30
	9	10.9	306	0	125	47	62	61	11
	10	6.3	179	0	76	38	34	21	10
	11	3.2	90	0	30	14	23	19	4
	12	3.6	101	0	37	20	19	21	4
	13	2.8	79	0	23	17	20	17	2
	14～20 日	25.7	723	0	140	107	109	342	25
	計	100.0	2,815	0	985	434	464	809	123
	比 率		100.0	0.0	35.0	15.4	16.5	28.7	4.4
広島市	8 月 6 日	5.3	314	0	95	51	47	111	10
	7	21.3	1,266	0	528	266	226	206	40
	8	19.1	1,143	0	493	292	233	105	20
	9	10.7	641	0	252	200	109	71	9
	10	8.0	477	0	187	141	105	36	8
	11	3.5	215	0	94	61	39	15	6
	12	3.7	221	0	91	59	48	21	2
	13	2.9	170	0	62	43	44	19	2
	14～20 日	25.5	1,521	0	431	381	445	241	23
	計	100.0	5,968	0	2,233	1,494	1,296	825	120
	比 率		100.0	0	37.4	25.0	21.7	13.9	2.0
合 計	8 月 6 日	5.8	507	0	144	75	67	201	20
	7	21.1	1,858	0	783	365	309	334	67
	8	19.3	1,695	0	743	360	327	215	50
	9	10.8	947	0	377	247	171	132	20
	10	7.5	656	0	263	179	139	57	18
	11	3.5	305	0	124	75	62	34	10
	12	3.7	322	0	128	79	67	42	6
	13	2.8	249	0	85	60	64	36	4
	14～20 日	25.5	2,244	0	571	488	554	583	48
	計	100.0	8,783	0	3,218	1,928	1,760	1,634	243
	比 率		100.0	0	36.6	22.0	20.0	18.6	2.8

※ 長崎入市の場合は、8 月 6 日を 8 月 9 日に読み替え、以下順次 3 日繰り下げる。

15 広島県・市年度別被爆者健康手帳交付状況

(単位：人)

年 度	新規交付	転 入	広 島 県					被爆者数
			小 計 (増)	転 出	死 亡	小 計 (減)	計 (増減)	
昭和 32								32,342
33								36,531
34								38,611
35								43,713
36	5,139	482	5,621	514	104	618	5,003	48,716
37	2,389	836	3,225	635	153	788	2,437	51,153
38	2,399	1,334	3,733	2,304	1,568	3,872	△139	51,014
39	2,158	1,214	3,372	654	619	1,273	2,099	53,113
40	4,118	1,450	5,568	846	631	1,477	4,091	57,204
41	7,382	1,913	9,295	881	850	1,731	7,564	64,768
42	5,806	1,768	7,574	321	447	768	6,806	71,574
43	4,179	2,006	6,185	1,045	727	1,772	4,413	75,987
44	2,209	2,382	4,591	1,455	1,681	3,136	1,455	77,442
45	4,473	1,935	6,408	1,149	1,468	2,617	3,791	81,233
46	2,582	2,201	4,783	3,931	1,204	5,135	△352	80,881
47	3,933	2,112	6,045	18,304	1,810	20,114	△14,069	66,812
48	1,401	1,395	2,796	1,927	1,057	2,984	△188	66,624
49	2,148	1,147	3,295	5,871	1,174	7,045	△3,750	62,874
50	3,250	1,463	4,713	1,093	1,275	2,368	2,345	65,219
51	1,854	1,165	3,019	847	1,138	1,985	1,034	66,253
52	1,427	1,081	2,508	796	1,266	2,062	446	66,699
53	1,425	1,336	2,761	974	1,258	2,232	529	67,228
54	1,521	1,100	2,621	721	1,329	2,050	571	67,799
55	1,605	1,038	2,643	739	1,347	2,086	557	68,356
56	1,018	916	1,934	673	1,406	2,079	△145	68,211
57	1,161	863	2,024	596	1,431	2,027	△3	68,208
58	909	762	1,671	738	1,591	2,329	△658	67,550
59	1,177	830	2,007	8,691	1,544	10,235	△8,228	59,322
60	810	587	1,397	477	1,386	1,863	△466	58,856
61	610	513	1,123	476	1,382	1,858	△735	58,121
62	716	513	1,229	442	1,328	1,770	△541	57,580
63	700	483	1,183	369	1,348	1,717	△534	57,046

(単位：人)

広島県								
年 度	新規交付	転 入	小 計	転 出	死 亡	小 計	計	被爆者数
			(増)			(減)	(増減)	
平成元	552	464	1,016	409	1,403	1,812	△796	56,250
2	635	580	1,215	426	1,460	1,886	△671	55,579
3	624	442	1,066	292	1,464	1,756	△690	54,889
4	452	375	827	332	1,426	1,758	△931	53,958
5	429	373	802	370	1,539	1,909	△1,107	52,851
6	303	356	659	294	1,372	1,666	△1,007	51,844
7	312	359	671	306	1,443	1,749	△1,078	50,766
8	384	296	680	301	1,515	1,816	△1,136	49,630
9	384	281	665	261	1,457	1,718	△1,053	48,577
10	283	290	573	299	1,678	1,977	△1,404	47,173
11	290	272	562	324	1,960	2,284	△1,722	45,451
12	304	227	531	216	1,399	1,615	△1,084	44,367
13	301	228	529	220	1,430	1,650	△1,121	43,246
14	259	220	479	232	1,498	1,730	△1,251	41,995
15	173	178	351	226	1,381	1,607	△1,256	40,739
16	170	219	389	211	1,490	1,701	△1,312	39,427
17	112	159	271	964	1,353	2,317	△2,046	37,381
18	95	147	242	204	1,432	1,636	△1,394	35,987
19	31	154	185	194	1,417	1,611	△1,426	34,561
20	28	147	175	184	1,525	1,709	△1,534	33,027
21	39	127	166	190	1,384	1,574	△1,408	31,619
22	384	135	519	231	1,409	1,640	△1,121	30,498
23	102	120	222	289	1,505	1,794	△1,572	28,926
24	91	146	237	76	1,699	1,775	△1,538	27,388
25	85	82	167	154	1,447	1,601	△1,434	25,954
26	41	97	138	139	1,519	1,658	△1,520	24,434
27	19	100	119	145	1,590	1,735	△1,616	22,818
28	12	84	96	145	1,483	1,628	△1,532	21,286
29	11	100	111	139	1,422	1,561	△1,450	19,836
30	15	72	87	150	1,380	1,530	△1,443	18,393
令和元	13	79	92	122	1,404	1,526	△1,434	16,959
2	14	63	77	104	1,316	1,420	△1,343	15,616
3	42	58	100	77	1,264	1,341	△1,241	14,375
4	1,183	62	1,245	100	1,434	1,534	△289	14,086
5	731	83	814	116	1,327	1,443	△629	13,457
6	481	65	546	100	1,323	1,423	△877	12,580
7	205	60	265	89	1,343	1,432	△1,167	11,413

(単位：人)

広島市									県・市合計 被爆者数
年 度	新規交付	転 入	小 計 (増)	転 出	死 亡	小 計 (減)	計 (増減)	被爆者数	
昭和 32								74,610	106,952
33								79,400	115,931
34								82,476	121,087
35								82,831	126,544
36								87,752	136,468
37	6,043	1,070	7,113	1,257	812	2,069	5,044	92,796	143,949
38	2,194	715	2,909	1,883	214	2,097	812	93,608	144,622
39	911	655	1,566	1,120	661	1,781	△215	93,393	146,506
40	1,161	861	2,022	1,776	728	2,504	△482	92,911	150,115
41	4,990	1,043	6,033	2,196	1,121	3,317	2,716	95,627	160,395
42	2,594	901	3,495	3,012	1,135	4,147	△652	94,975	166,549
43	1,675	1,024	2,699	2,442	2,311	4,753	△2,054	92,921	168,908
44	1,541	1,368	2,909	3,108	1,333	4,441	△1,532	91,389	168,831
45	1,250	1,269	2,519	2,424	1,148	3,572	△1,053	90,336	171,569
46	2,008	3,504	5,512	2,608	1,150	3,758	1,754	92,090	172,971
47	4,241	16,598	20,839	2,936	1,229	4,165	16,674	108,764	175,576
48	1,377	2,899	4,276	2,655	1,695	4,350	△74	108,690	175,314
49	2,858	6,365	9,223	1,869	1,633	3,502	5,721	114,411	177,285
50	3,113	1,606	4,719	2,729	1,859	4,588	131	114,542	179,761
51	1,504	1,237	2,741	1,821	2,078	3,899	△1,158	113,384	179,637
52	1,568	1,194	2,762	1,695	1,713	3,408	△646	112,738	179,437
53	1,357	1,445	2,802	2,004	1,725	3,729	△927	111,811	179,039
54	1,392	1,084	2,476	1,746	1,824	3,570	△1,094	110,717	178,516
55	1,081	1,127	2,208	1,443	1,870	3,313	△1,105	109,612	177,968
56	1,311	983	2,294	1,242	1,794	3,036	△742	108,870	177,081
57	1,356	954	2,310	1,042	1,930	2,972	△662	108,208	176,416
58	1,120	799	1,919	1,073	1,961	3,034	△1,115	107,093	174,643
59	1,121	8,787	9,908	1,246	1,870	3,116	6,792	113,885	173,207
60	1,300	914	2,214	1,100	2,128	3,228	△1,014	112,871	171,727
61	1,020	742	1,762	1,130	2,070	3,200	△1,438	111,433	169,554
62	1,202	689	1,891	787	2,145	2,932	△1,041	110,392	167,972
63	1,035	642	1,677	812	2,139	2,951	△1,274	109,118	166,164

(単位：人)

広島市									県・市合計 被爆者数
年 度	新規交付	転 入	小 計 (増)	転 出	死 亡	小 計 (減)	計 (増減)	被爆者数	
平成元	610	668	1,278	793	2,144	2,937	△1,659	107,459	163,709
2	615	648	1,263	943	2,180	3,123	△1,860	105,599	161,178
3	695	568	1,263	774	2,270	3,044	△1,781	103,818	158,707
4	485	605	1,090	648	2,321	2,969	△1,879	101,939	155,897
5	625	704	1,329	811	2,269	3,080	△1,751	100,188	153,039
6	688	636	1,324	766	2,273	3,039	△1,715	98,473	150,317
7	753	784	1,537	824	2,257	3,081	△1,544	96,929	147,695
8	964	829	1,793	1,164	2,298	3,462	△1,669	95,260	144,890
9	768	779	1,547	970	2,200	3,170	△1,623	93,637	142,214
10	629	566	1,195	606	2,286	2,892	△1,697	91,940	139,113
11	527	547	1,074	574	2,256	2,830	△1,756	90,184	135,635
12	622	495	1,117	539	2,170	2,709	△1,592	88,592	132,959
13	444	499	943	556	2,200	2,756	△1,813	86,779	130,025
14	420	715	1,135	604	2,245	2,849	△1,714	85,065	127,060
15	410	913	1,323	252	2,404	2,656	△1,333	83,732	124,471
16	495	333	828	263	2,648	2,911	△2,083	81,649	121,076
17	518	1,078	1,596	236	2,500	2,736	△1,140	80,509	117,890
18	386	276	662	472	2,588	3,060	△2,398	78,111	114,098
19	175	224	399	306	2,562	2,868	△2,469	75,642	110,203
20	195	181	376	229	2,401	2,630	△2,254	73,388	106,415
21	231	205	436	247	2,383	2,630	△2,194	71,194	102,813
22	333	204	537	186	2,659	2,845	△2,308	68,886	99,384
23	384	218	602	211	2,617	2,828	△2,226	66,660	95,586
24	243	187	430	175	2,613	2,788	△2,358	64,302	91,690
25	142	140	282	178	2,740	2,918	△2,636	61,666	87,620
26	116	163	279	208	2,804	3,012	△2,733	58,933	83,367
27	101	148	249	198	2,810	3,008	△2,759	56,174	78,992
28	45	150	195	130	2,899	3,029	△2,834	53,340	74,626
29	36	126	162	143	2,975	3,118	△2,956	50,384	70,220
30	32	143	175	199	2,728	2,927	△2,752	47,632	66,025
令和元	22	121	143	142	2,797	2,939	△2,796	44,836	61,795
2	27	103	130	130	2,645	2,775	△2,645	42,191	57,807
3	73	82	155	98	2,658	2,756	△2,601	39,590	53,965
4	2,635	96	2,731	110	2,837	2,947	△216	39,374	53,460
5	1,235	129	1,364	115	2,805	2,920	△1,556	37,818	51,275
6	818	98	916	114	2,890	3,004	△2,088	35,730	48,310
7	343	89	432	127	2,803	2,930	△2,498	33,232	44,645

16 広島県・市年度別健康診断受診者証交付者数（各年度末現在）

（単位：人）

年 度	広 島 県		広 島 市		合 計	
昭和 51		967		1,745		2,712
55		964		1,361		2,325
60		300		1,713		2,013
61		291		1,715		2,006
62		304		1,647		1,951
63		297		1,580		1,877
平成元		280		1,493		1,773
2		261		1,421		1,682
3		255		1,371		1,626
4		235		1,291		1,526
5		230		1,196		1,426
6		214		1,106		1,320
7		196		991		1,187
8		186		890		1,076
9		149		808		957
10		129		694		823
11		129		640		769
12		117		576		693
13		101		524		625
14	(18)	94	(7)	465	(25)	559
15	(25)	85	(11)	444	(36)	529
16	(30)	80	(12)	378	(42)	458
17	(29)	76	(12)	353	(41)	429
18	(30)	67	(13)	326	(43)	393
19	(31)	63	(13)	281	(44)	344
20	(32)	57	(13)	265	(45)	322
21	(32)	55	(14)	244	(46)	299
22	(31)	55	(16)	221	(47)	276
23	(30)	47	(16)	209	(46)	256
24	(28)	43	(17)	199	(45)	242
25	(28)	37	(17)	184	(45)	221
26	(28)	37	(18)	170	(46)	207
27	(27)	36	(18)	171	(45)	207
28	(26)	35	(18)	144	(44)	179
29	(25)	35	(18)	138	(43)	173
30	(25)	35	(19)	129	(44)	164
令和元	(23)	37	(18)	121	(41)	158
2	(23)	33	(17)	115	(40)	148
3	(22)	31	(17)	107	(39)	138
4	(23)	31	(17)	72	(40)	103
5	(23)	25	(16)	34	(39)	59
6	(19)	15	(16)	31	(35)	46
7	(18)	13	(17)	27	(35)	40

※（ ）は第二種健康診断受診者証交付者数で別掲である。

17 被爆者健康診断

(1) 被爆者健康診断の区分

ア 一般検査

定期…………市町役場が日時、場所(委託医療機関)を指定して、年2回実施する。

希望…………被爆者が、年2回を限度として希望する日時、場所(委託医療機関)で受診できる。

(昭和63年度から、希望健診の1回に代えてがん検診を受診できる。)

イ 精密検査

一般検査の結果さらに精密な検査を必要とする者について行うもので、必要に応じて短期の特別(入院)検査も実施する。

(2) 検査項目

一般検査

- 1 視診、問診、聴診、打診及び触診
- 2 CRP定量検査
- 3 血球数計算
- 4 血色素検査
- 5 尿検査 (ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血反応)
- 6 血圧測定
- 7 肝機能検査 (AST、ALT、 γ -GTP) (医師の指示により実施)
- 8 ヘモグロビンA1c (医師の指示により実施)

精密検査

- 1 骨髄造血像検査等の血液の検査
- 2 肝臓機能検査等の内臓の検査
- 3 関節機能検査等の運動器の検査
- 4 眼底検査等の視器の検査
- 5 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
- 6 その他の必要な検査

がん検診

- 1 胃がん検診
問診、エックス線検査(直接又は間接)又は胃内視鏡検査
- 2 肺がん検診
問診、エックス線検査(直接)、喀痰細胞診
- 3 乳がん検診
問診、視診、触診、乳房エックス線検査
- 4 子宮がん検診
問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診、コルポスコープ検査
子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)
- 5 大腸がん検診
問診、便潜血検査(免疫便潜血検査2日法)
- 6 多発性骨髄腫検査
問診、血清蛋白分画検査(電気泳動法)

(3) 実施機関

委託医療機関

(4) 広島県・市被爆者健康診断年度別実施状況						
(単位：件数、%)						
年度	広島県			広島市		
	一般検査 (A)	精密検査 (B)	精検率 (B/A)	一般検査 (A)	精密検査 (B)	精検率 (B/A)
平成 5	78,321	2,169	2.8	180,381	64,589	35.8
6	88,028	2,913	3.3	176,762	62,621	35.4
7	69,909	2,281	3.3	175,913	62,529	35.5
8	79,830	2,613	3.3	173,393	62,435	36.0
9	74,486	2,310	3.1	173,154	59,791	34.5
10	73,827	2,316	3.1	168,850	58,508	34.7
11	71,590	2,173	3.0	164,114	55,799	34.0
12	68,360	2,032	3.0	162,004	53,457	33.0
13	65,177	2,006	3.1	158,245	51,459	32.5
14	63,364	3,135	3.4	157,165	51,389	32.7
15	61,054	2,031	3.3	156,928	51,555	32.9
16	55,950	2,044	3.7	147,965	47,633	32.2
17	55,128	1,743	3.2	142,435	46,388	32.6
18	51,310	1,710	3.3	138,127	44,828	32.5
19	49,407	1,571	3.2	128,911	41,806	32.5
20	45,396	1,663	3.7	121,359	39,573	32.6
21	43,388	1,613	3.7	118,041	38,526	32.6
22	38,908	1,522	3.9	109,800	36,052	32.8
23	30,077	1,336	4.4	103,819	33,888	32.6
24	23,843	1,304	5.5	97,738	31,169	31.9
25	21,813	978	4.5	92,556	29,264	31.6
26	19,908	971	4.9	84,516	26,643	31.5
27	18,588	790	4.3	79,751	25,218	31.6
28	16,702	735	4.4	72,049	22,197	30.8
29	14,841	677	4.6	69,036	21,038	30.5
30	13,232	674	5.1	66,390	20,176	30.4
令和元	11,682	612	5.2	60,224	18,376	30.5
2	8,559	381	4.5	49,146	14,731	30.0
3	8,242	349	4.2	43,526	12,524	28.8
4	7,674	320	4.2	44,034	13,175	29.9
5	7,615	355	4.7	43,587	13,060	30.0
6	6,823	315	4.6	40,854	12,083	29.6
7	6,107	308	5.0	37,373	11,350	30.4

(5) 被爆者がん検診実施状況													
区分	年度	胃がん			肺がん		乳がん	子宮がん			大腸がん	多発性 骨髄腫	計
		直接	間接	内視鏡	一般	喀痰		一般	体細胞	コルポ			
広島県	平成14	1,092	3		2,955	(228)	1,024	447	(109)	(57)	2,084	10,563	18,168
	15	1,093	4		3,150	(247)	1,083	430	(89)	(48)	2,135	10,289	18,184
	16	1,016	0		3,027	(220)	1,003	400	(77)	(37)	2,136	8,685	16,267
	17	995	2		2,853	(201)	903	364	(75)	(36)	2,046	9,474	16,637
	18	995	1		2,930	(208)	493	380	(62)	(27)	2,124	7,870	14,793
	19	850	0		2,710	(200)	395	358	(60)	(33)	1,969	8,655	14,937
	20	801	0		2,607	(194)	390	325	(60)	(20)	1,904	7,132	13,159
	21	727	1		2,494	(141)	399	334	(59)	(20)	1,755	7,161	12,871
	22	641	0		2,332	(127)	368	284	(38)	(14)	1,613	6,104	11,342
	23	545	1		2,151	(122)	398	253	(46)	(3)	1,602	5,619	10,569
	24	518	1		2,219	(100)	321	209	(35)	(3)	1,489	5,277	10,034
	25	471	0		2,038	(98)	499	257	(49)	(0)	1,458	4,724	9,447
	26	444	0		1,922	(77)	295	202	(27)	(1)	1,413	4,149	8,425
	27	351	0		1,822	(63)	282	166	(27)	(0)	1,312	3,609	7,542
	28	268	0	117	1,759	(54)	278	176	(37)	(4)	1,245	3,207	7,050
	29	194	0	116	1,653	(56)	217	135	(27)	(0)	1,097	2,829	6,241
	30	170	0	131	1,649	(49)	213	149	(21)	(0)	1,065	2,475	5,852
	令和元	141	0	132	1,427	(45)	188	141	(19)	(0)	948	2,138	5,115
	2	91	0	112	1,163	(28)	127	87	(10)	(2)	760	1,156	3,496
	3	76	0	101	1,102	(26)	131	91	(8)	(1)	693	1,214	3,408
	4	62	0	121	1,017	(17)	118	76	(7)	(1)	649	1,066	3,109
広島市	5	55	0	115	990	(19)	120	83	(7)	(0)	617	995	2,975
	6	43	0	127	901	(26)	115	60	(7)	(1)	587	903	2,736
	7	26	0	115	753	(12)	89	57	(5)	(0)	454	758	2,252
	平成14	8,682	375		22,977	(400)	5,375	3,692	(382)	(315)	20,603	32,268	93,972
	15	8,945	238		23,619	(480)	5,445	3,697	(424)	(345)	20,504	32,220	94,668
	16	8,496	197		22,577	(410)	5,137	3,396	(326)	(261)	19,470	30,443	89,716
	17	8,426	0		22,173	(470)	4,434	3,027	(260)	(195)	19,081	29,273	86,414
	18	7,943	0		21,957	(395)	3,701	2,953	(171)	(85)	18,309	29,045	83,908
	19	7,280	0		21,123	(315)	3,277	2,752	(132)	(50)	17,713	26,986	79,131
	20	6,547	0		19,766	(310)	3,314	2,625	(90)	(38)	16,663	25,301	74,216
	21	6,025	0		19,478	(218)	3,474	2,640	(74)	(28)	16,245	24,340	72,202
	22	5,556	0		18,645	(193)	3,121	2,398	(73)	(28)	14,955	23,008	67,683
	23	5,017	0		17,504	(161)	3,008	2,186	(72)	(17)	14,727	21,756	64,198
	24	4,708	0		16,482	(172)	2,919	2,172	(69)	(19)	13,924	20,340	60,545
	25	4,090	0		16,987	(175)	2,670	1,977	(55)	(5)	12,890	19,123	57,737
	26	3,454	0		15,612	(220)	2,426	1,786	(46)	(9)	11,607	17,684	52,569
	27	2,884	0		14,998	(202)	2,392	1,680	(60)	(4)	11,121	16,825	49,900
	28	2,236	0	455	13,471	(134)	2,164	1,472	(50)	(5)	10,017	15,279	45,094
	29	1,873	0	587	13,028	(153)	1,995	1,399	(63)	(3)	9,530	14,609	43,021
	30	1,599	0	821	12,619	(175)	1,842	1,229	(36)	(4)	9,279	13,909	41,298
	令和元	1,206	0	770	11,448	(122)	1,745	1,123	(44)	(1)	8,567	12,636	37,495
	2	762	0	657	9,634	(132)	1,310	831	(32)	(16)	6,779	10,726	30,699
	3	562	0	679	8,640	(122)	1,190	704	(28)	(18)	6,170	9,562	27,507
	4	584	0	717	8,731	(74)	1,224	754	(32)	(19)	6,090	9,581	27,681
	5	468	0	813	8,713	(83)	1,221	733	(23)	(19)	6,111	9,342	27,401
	6	333	0	834	8,158	(77)	1,112	682	(25)	(13)	5,781	8,834	25,734
	7	206	0	760	7,396	(66)	946	555	(15)	(16)	5,354	8,054	23,271

(6) 交通手当の支給

被爆者健康診断の受診を促進するため、一般検査（定期健診のみが対象。希望による健診は除く。）がん検診及び精密検査受診者に交通手当を支給している。

交通手当支給状況（令和7年度）
（単位：件、円）

広島県	支給件数	845
	支給額	663,500
広島市	支給件数	3,083
	支給額	2,597,490

18 被爆者の医療

(1) 被爆者医療機関

被爆者の医療を担当する医療機関には、被爆者指定医療機関と被爆者一般疾病医療機関とがあり、いずれも知事が指定している。

ア 指定医療機関

指定医療機関は、認定疾病（その疾病が、原子爆弾の傷害作用によるものとして厚生労働大臣が認定した疾病）の医療を担当する機関で、認定疾病の特殊性から高度の医療が必要なため、その設備、治療経験等からみて適切と思われる病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局を知事が指定している。

なお、指定医療機関は、すべて一般疾病医療機関を兼ねている。

イ 一般疾病医療機関

一般疾病医療機関は、被爆者の医療を担当する機関で、被爆者の便宜のため特別な条件を付けずできるだけ広範囲に知事が指定している。

(2) 被爆者医療機関の指定状況（令和8年3月31日現在）

（単位：件）

区 分	病 院	診 療 所	歯 科	訪問看護 ステーション	老 健 介護医療院	小 計	薬 局	合 計
一般疾病 医療機関	219	2,109	1,364	410	117	4,219	1,495	5,714
指 定 医療機関	105	239	-	117	-	461	656	1,117

(3) 医療費の国庫負担

ア 認定疾病医療の給付

被爆者が、指定医療機関で認定疾病の医療を受けた場合、社会保険制度又は各種公費負担によることなく、その医療費について全額国が負担することにこの制度の特徴がある。認定疾病の医療は、指定医療機関で受けることが原則になっているが、容体急変等緊急その他やむを得ない場合には被爆

者の利便上、その他の医療機関においても認定疾病についての医療が受けられることになっている。

イ 認定疾病分類（令和8年3月31日現在）

広島県分

（単位：件）

疾 病 別	男	女	計
造 血 機 能 障 害	欠 乏 症 貧 血	0	2
	血 液 疾 患	4	16
	造 血 器 疾 患	4	6
肝 機 能 障 害	肝 硬 変	1	1
	肝 臓 の 疾 患	3	3
細 胞 増 殖 機 能 障 害	肺 の 悪 性 新 生 物	27	31
	皮 膚 の 悪 性 新 生 物	2	10
	そ の 他 の 悪 性 新 生 物	230	240
	白 血 病	2	2
内 分 泌 腺 機 能 障 害	甲 状 腺 の 疾 患	5	22
	内 分 泌 及 び 代 謝 の 疾 患	0	1
	そ の 他 の 性 腺 機 能 の 疾 患	1	1
近 距 離 早 期 胎 内 被 爆 症 候 群	小 頭 症	1	0
骨 折 ・ 外 傷 ・ 熱 傷	骨 折 ・ 外 傷 性	0	1
	熱 傷 痕 痕（ケロイド）異常全般	4	10
循 環 器 機 能 障 害	心 筋 梗 塞	8	5
水 晶 体 混 濁 に よ る 視 機 能 障 害	原 爆 白 内 障	7	7
計		299	358

※特別手当受給者を含む

ウ 原爆症認定申請の状況（令和8年3月31日現在）

広島県分

（単位：件）

申 請 年 度	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
申 請 件 数	152	115	110	116	90	81	70	81	66	80
認 定 件 数	97	89	85	83	63	51	41	51	29	38
却 下 件 数	32	33	29	42	29	23	34	29	28	25

エ 一般疾病医療費の支給

被爆者が負傷又は疾病のため、医療機関等で医療、介護サービス（医療系）を受けた場合に、医療保険、介護保険及び他の法律（例えば結核予防法）の医療の給付を前提として、当該被爆者の自己負担金分について国が支給する。なお、緊急その他やむを得ない理由のある場合には、一般疾病医療機関以外の医療機関でも医療を受けることができる。

ただし、一般疾病医療費の支給が行われない適用除外疾病（※1）及び支給制限（※2）がある。

また、介護保険の対象となるサービスのうち医療系介護サービスについては、一般疾病医療費支給の対象となる。（※３）

※１ 適用除外疾病

（ア）認定疾病 （イ）遺伝性疾病・先天性疾病 （ウ）原子爆弾の放射能被爆以前に発生した精神病 （エ）う歯のうち第１度（C1）及び第２度（C2）以下の軽いもの

※２ 支給制限

（ア）自己の故意の犯罪行為又は故意の負傷若しくは疾病
（イ）闘争、泥酔、又は著しい不行跡による負傷若しくは疾病
（ウ）自己の重大な過失による負傷若しくは疾病
（エ）正当な理由なく療養に関する指示に従わなかったとき
（オ）保険適用外の費用（例：差額ベッド代等）

※３ 医療系介護サービス

（ア）訪問看護、介護予防訪問看護
（イ）訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
（ウ）居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
（エ）通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
（オ）短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
（カ）介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院への入所
なお、居住費（滞在費）及び食費は、助成対象外である。

オ 償還払いによる医療費の支給

被爆者が指定の医療機関以外で医療を受けた場合、現物給付の対象とならない医療を受けた場合及び被爆者健康手帳を提示しないで医療を受けた場合は、自己負担分を一旦被爆者が支払い、県に申請することにより、医療費の支給が受けられる。

（単位：件）

年度	医科・歯科・調剤等	補装具	柔道整復	マッサージ	針・灸	介護	計
平成25	701	3,165	53,161	8,874	21,156	85	87,142
26	500	2,975	50,804	9,942	22,556	79	86,856
27	462（0）	2,789	46,843	9,773	22,189	72	82,128
28	432（20）	2,705	42,960	9,390	21,248	55	76,790
29	381（55）	2,537	35,463	9,540	20,372	49	68,342
30	385（39）	2,537	27,670	8,782	18,974	64	58,412
令和元	288（63）	2,213	26,642	8,494	19,156	69	56,862
2	317（81）	1,985	20,057	7,241	16,315	53	45,968
3	445（80）	1,911	18,655	6,548	15,565	35	43,159
4	2,163（90）	1,791	15,500	6,823	15,123	90	41,490
5	7,217（83）	1,768	16,514	8,358	16,251	231	50,339
6	2,810（71）	1,768	14,836	8,083	16,364	113	43,974
7	2,078（58）	1,716	12,946	8,451	17,310	75	42,576

※（ ）は広島県が支給した件数のうち、在外被爆者分。

※平成28年1月1日から、在外被爆者が日本国外で受けた医療についても法が適用されることとなった。

大韓民国に居住している者については長崎県が、大韓民国以外の国に居住している者については広島県が医療費支給を担当する。

19 原爆被爆者二世健康診断

(1) 目的及び経緯

原爆被爆者二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、被爆者二世の健康実態を把握するとともに、その健康管理に資することを目的として、昭和 54 年度から財団法人日本公衆衛生協会が国の委託を受けて実施しているものである。平成 13 年度からは、国から直接都道府県（広島市・長崎市を含む）が受託することとなった。

(2) 健康診断の実施内容等

健康診断は、被爆者二世を対象に行うこととし、被爆者の場合と同様に一般検査と精密検査に分かれている。

健康診断の検査項目は、次のとおりである。なお、精密検査は、検査項目の範囲内で医師が必要と認めたものを行うこととなっている。

一 般 検 査	精 密 検 査
1 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査	1 骨髄造血像検査等の血液の検査
2 CRP 定量検査	2 肝臓機能検査等の内臓の検査
3 血球数計算	3 関節機能検査等の運動器の検査
4 血色素検査	4 眼底検査等の視器の検査
5 尿検査（ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血）	5 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
6 血圧測定	6 その他必要な検査
7 肝臓機能検査（AST、ALT、 γ -GTP）	
8 ヘモグロビン A1c 検査 （血液採取を伴う検査については、医師の指示により実施）	
9 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査（受診者の希望により実施）	

(3) 広島県・市原爆被爆者二世健康診断年度別実施状況（一般検査）

区分		平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
広島県	申込者数	2,279	2,034	2,264	2,369	2,343	2,320	2,147	2,334	2,271	2,264	2,380	2,429
	受診者数	2,078	1,860	2,123	2,212	2,176	2,167	1,982	2,115	2,102	2,097	2,197	2,257
広島市	申込者数	6,929	6,853	7,075	7,139	7,194	7,060	6,469	7,246	7,768	8,387	9,020	8,806
	受診者数	6,548	6,468	6,623	6,661	6,643	6,518	5,928	6,492	7,042	7,629	8,096	7,938

第3 法による被爆者手当等

1 概要

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成7年7月1日施行）に基づき、医療特別手当等各種手当を支給することにより、被爆者の福祉の向上を図っている。

2 法制度の変遷

(1) 旧「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の変遷

制 定 年 月	内 容
昭和43年5月	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が制定され、被爆者に対して、特別手当等の支給が9月1日から実施された。 ① 特別手当 ② 健康管理手当 ③ 介護手当 ④ 医療手当 月額 10,000 円 月額 3,000 円 日額 300 円 月額 { 5,000 円 3,000 円 各種手当の所得制限税額 17,200 円
昭和44年3月	同法施行令及び同法施行規則の一部改正（昭和44.4.1施行） ① 特別手当の所得制限緩和 一部制限 22,700 円 支給額 5,000 円 ② 健康管理手当の支給対象となる障害の追加 ○ 水晶体混濁による視機能障害
昭和44年7月	同法の一部改正（昭44.7.25施行） 葬祭料の支給（昭44.4.1適用） 支給額 10,000 円
昭和45年5月	同法施行令の一部改正（昭和45.4.1適用） ① 各種手当の所得制限緩和 { 29,200 円 37,200 円（特別手当一部制限） ② 介護手当の支給基準の変更（増額）月額 { 10,000 円 7,500 円 5,000 円
昭和46年3月	同法の一部改正（昭和46.4.1施行） 健康管理手当の年齢制限緩和 65 歳以上→60 歳以上
昭和47年5月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和47.4.1適用） ① 各種手当の所得制限緩和 { 48,400 円 54,700 円（特別手当一部制限） ② 健康管理手当の年齢制限緩和 60 歳以上→55 歳以上 ③ 健康管理手当の増額 4,000 円 ④ 医療手当の増額 { 6,000 円 4,000 円 ⑤ 葬祭料の増額 16,000 円
昭和48年4月	同法施行令の一部改正（昭和48.4.1施行） 各種手当の所得制限緩和 { 71,070 円 77,300 円（特別手当一部制限）
昭和48年7月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和48.10.1施行） ① 特別手当の増額 { 11,000 円 5,500 円（一部制限） ② 健康管理手当の年齢制限緩和 55 歳以上→50 歳以上 ③ 健康管理手当の増額 5,000 円 ④ 医療手当の増額 { 7,000 円 5,000 円

制 定 年 月	内 容
昭和 49 年 4 月	同法施行令の一部改正（昭和 49. 4. 23 施行） 各種手当の所得制限緩和 { 80,000 円 86,500 円（特別手当一部制限）
昭和 49 年 6 月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和 49. 9. 1 施行） ① 特別手当の増額 { 15,000 円 7,500 円（一部制限） ② 認定を受けた負傷又は疾病が治癒した者に対して特別手当が支給される。 7,500 円 ③ 健康管理手当の支給対象となる障害の追加 ○ 運動器機能障害 ○ 呼吸器機能障害 ④ 健康管理手当の支給制限の緩和 50 歳以上 → 45 歳以上 7,500 円 ⑤ 医療手当の増額 { 9,500 円 7,500 円 ⑥ 介護手当の増額 { 18,000 円 13,500 円 9,000 円 ⑦ 葬祭料の増額 22,000 円
昭和 50 年 5 月	同法施行令の一部改正 { 医療手当、介護手当 昭和 50. 5. 8 施行 特別手当、健康管理手当 昭和 50. 6. 1 施行 } 各種手当の所得制限緩和 { 117,500 円 125,000 円（特別手当一部制限）
昭和 50 年 7 月	同法の一部改正（昭和 50. 10. 1 施行） ① 保健手当の創設 爆心地から 2 キロメートルの区域内で被爆した者に対し保健手当が支給される。 月額 6,000 円 ② 特別手当の増額 { 24,000 円 12,000 円（一部制限、認定傷病の治癒した者） ③ 健康管理手当の年齢制限の撤廃と増額 12,000 円 ④ 介護手当の支給対 23,000 円 象の拡大と増額 17,250 円 11,500 円 家族介護手当の新設 月額 4,000 円 ⑤ 医療手当の増額 { 14,000 円 12,000 円 ⑥ 葬祭料の増額 33,000 円
昭和 51 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 51. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 { 183,800 円 195,000 円（特別手当一部制限）
昭和 51 年 6 月	同法の一部改正（昭和 51. 10. 1 施行） ① 特別手当の増額 { 27,000 円 13,500 円（一部制限、認定傷病の治癒した者） ② 健康管理手当の増額 13,500 円 ③ 保健手当の増額 6,800 円 同法施行令の一部改正（昭和 51. 10. 1 施行） ① 医療手当の増額 { 15,500 円 13,500 円 26,000 円 ② 介護手当の増額 { 19,500 円 13,000 円 5,000 円（家族介護） ③ 葬祭料の増額 44,000 円

制 定 年 月	内 容
昭和 52 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 52. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 { 233, 600 円 252, 100 円（特別手当一部制限）
	同法の一部改正（昭和 52. 8. 1 施行） ① 特別手当の増額 { 30, 000 円 15, 000 円（一部制限、認定傷病の治癒した者） ② 健康管理手当の増額 15, 000 円 ③ 保健手当の増額 7, 500 円
昭和 52 年 6 月	同法施行令の一部改正（昭和 52. 8. 1 施行） ① 医療手当の増額 { 17, 000 円 15, 000 円 28, 000 円 ② 介護手当の増額 { 21, 000 円 14, 000 円 5, 500 円（家族介護） ③ 葬祭料の増額 62, 000 円
昭和 53 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 53. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 { 354, 300 円 380, 400 円（特別手当一部制限）
昭和 53 年 6 月	同法の一部改正（昭和 53. 8. 1 施行） ① 特別手当の増額 { 33, 000 円 16, 500 円（一部制限、認定傷病の治癒した者） ② 健康管理手当の増額 16, 500 円 ③ 健康管理手当の支給対象となる障害の追加 ○ 潰瘍による消化器機能障害 ④ 保健手当の増額 8, 300 円
	同法施行令の一部改正（昭和 53. 8. 1 施行） ① 医療手当の増額 { 18, 500 円 16, 500 円 29, 000 円 ② 介護手当の増額 { 21, 750 円 14, 500 円 6, 250 円（家族介護） ③ 葬祭料の増額 74, 000 円
昭和 54 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 54. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 { 436, 800 円 470, 100 円（特別手当一部制限）
	同法の一部改正（昭和 54. 8. 1 施行） ① 特別手当の増額 { 60, 000 円 30, 000 円（一部制限、認定傷病の治癒した者） ② 健康管理手当の増額 20, 000 円 ③ 保健手当の増額 10, 000 円
昭和 54 年 6 月	同法施行令の一部改正（昭和 54. 8. 1 施行） ① 医療手当の増額 { 22, 000 円 20, 000 円 30, 000 円 ② 介護手当の増額 { 22, 500 円 15, 000 円 8, 000 円（家族介護） ③ 葬祭料の増額 80, 000 円

制 定 年 月	内 容
昭和 55 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 55. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 { 492, 600 円 539, 900 円（特別手当一部制限）
	同法の一部改正（昭 55. 8. 1 施行） ① 特別手当の増額 { 67, 500 円 33, 800 円（認定傷病の治癒した者） 33, 750 円（一部制限） ② 健康管理手当の増額 22, 500 円 ③ 保健手当の増額 11, 300 円
昭和 55 年 6 月	同法施行令の一部改正（昭和 55. 8. 1 施行） ① 医療手当の増額 { 24, 500 円 22, 500 円 ② 介護手当の増額 { 30, 900 円 23, 180 円 15, 450 円 9, 250 円（家族介護） ③ 葬祭料の増額 85, 000 円
昭和 56 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 56. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 { 578, 100 円 647, 500 円（特別手当一部制限）
昭和 56 年 6 月	同法の一部改正（昭和 56. 8. 1 施行） ① 医療特別手当の創設 月額 98, 000 円 ② 原子爆弾小頭症手当の創設 月額 33, 600 円 ③ 特別手当の増額 36, 000 円（認定傷病の治癒した者） ④ 健康管理手当の増額 24, 000 円 ⑤ 保健手当の増額 { 12, 000 円 24, 000 円（身体上障害のある者等） ⑥ 医療手当の廃止
	同法施行令の一部改正（昭和 56. 8. 1 施行） ① 介護手当の増額 { 1, 605 円×介護日数（支給限度額 32, 100 円） 10, 000 円（家族介護） ② 葬祭料の増額 97, 000 円
昭和 57 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 57. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 641, 500 円
昭和 57 年 8 月	同法の一部改正（昭和 57. 9. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 102, 400 円 ② 原子爆弾小頭症手当の増額 35, 100 円 ③ 特別手当の増額 37, 700 円（認定傷病の治癒した者） ④ 健康管理手当の増額 25, 100 円 ⑤ 保健手当の増額 { 12, 600 円 25, 100 円（身体上障害のある者等）
	同法施行令の一部改正（昭和 57. 9. 1 施行） 介護手当の増額 { 1, 680 円×介護日数（支給限度額 33, 600 円） 10, 550 円（家族介護）
昭和 58 年 4 月	同法施行令の一部改正 ① 各種手当の所得制限緩和 698, 100 円（昭和 58. 6. 1 施行） ② 葬祭料の増額 105, 000 円（昭和 58. 9. 1 施行）
昭和 59 年 4 月	同法施行令の一部改正（昭和 59. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 792, 300 円

制 定 年 月	内 容
昭和 59 年 8 月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和 59. 6. 1 適用） ① 医療特別手当の増額 104,400 円 ② 特別手当の増額 38,400 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 35,800 円 ④ 健康管理手当の増額 25,600 円 ⑤ 保健手当の増額 { 12,800 円 25,600 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 35,800 円（限度月額） 10,800 円（家族介護）
昭和 60 年 5 月	同法施行令の一部改正（昭和 60. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 811,700 円
昭和 60 年 6 月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和 60. 6. 1 適用） ① 医療特別手当の増額 108,000 円 ② 特別手当の増額 39,800 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 37,100 円 ④ 健康管理手当の増額 26,500 円 ⑤ 保健手当の増額 { 13,300 円 26,500 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 36,500 円（限度月額） 11,250 円（家族介護） ⑦ 葬祭料の増額 113,000 円
昭和 61 年 4 月	同法施行令の一部改正（昭和 61. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 877,000 円
昭和 61 年 5 月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和 61. 4. 1 適用） ① 医療特別手当の増額 110,800 円 ② 特別手当の増額 40,800 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 38,100 円 ④ 健康管理手当の増額 27,200 円 ⑤ 保健手当の増額 { 13,600 円 27,200 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 37,400 円（限度月額） 11,550 円（家族介護）
昭和 62 年 4 月	同法施行令の一部改正（昭和 62. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 953,500 円
昭和 62 年 5 月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和 62. 4. 1 適用） ① 医療特別手当の増額 111,600 円 ② 特別手当の増額 41,100 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 38,400 円 ④ 健康管理手当の増額 27,400 円 ⑤ 保健手当の増額 { 13,700 円 27,400 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 38,200 円（限度月額） 11,650 円（家族介護） ⑦ 葬祭料の増額 119,000 円
昭和 63 年 4 月	同法施行令の一部改正（昭和 63. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 848,000 円

制 定 年 月	内 容
昭和 63 年 5 月	同法及び同法施行令の一部改正（昭和 63. 4. 1 適用） ① 医療特別手当の増額 112,000 円 ② 特別手当の増額 41,300 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 38,500 円 ④ 健康管理手当の増額 27,500 円 ⑤ 保健手当の増額 { 13,800 円 27,500 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 38,600 円（限度月額） 11,700 円（家族介護）
平成元年 4 月	同法施行令の一部改正（平成元. 6. 1 施行） 各種手当の所得制限緩和 798,000 円
平成元年 6 月	同法及び同法施行令の一部改正（平成元. 4. 1 適用）（平成元. 10. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 112,800 円 115,600 円 ② 特別手当の増額 41,600 円 42,600 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 38,800 円 39,800 円 ④ 健康管理手当の増額 27,700 円 28,400 円 ⑤ 保健手当の増額 { 13,900 円 { 14,200 円 27,700 円 28,400 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 39,400 円 { 39,400 円（限度月額） 11,800 円 12,100 円（家族介護） ⑦ 葬祭料の増額 127,000 円 127,000 円 ⑧ 各種手当額改定への完全自動物価スライド制の導入
平成元年 12 月	同法及び同法施行令の一部改正 平成元. 10. 1 改定手当額の平成元. 4. 1 遡及適用
平成 2 年 3 月	同法施行令の一部改正（①～⑦は平成 2. 4. 1 施行、⑧は平成 2. 6. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 118,260 円 ② 特別手当の増額 43,580 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 40,720 円 ④ 健康管理手当の増額 29,050 円 ⑤ 保健手当の増額 { 14,530 円 29,050 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 40,500 円（限度月額） 12,380 円（家族介護） ⑦ 葬祭料の増額 130,000 円 ⑧ 各種手当の所得制限緩和 838,200 円
平成 3 年 3 月	同法施行令の一部改正（平成 3. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 121,840 円 ② 特別手当の増額 44,900 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 41,950 円 ④ 健康管理手当の増額 29,930 円 ⑤ 保健手当の増額 { 14,970 円 29,930 円（身体上障害のある者等） 厚生省告示改正（平成 3. 4. 1 施行） 健康管理手当の認定期間の延長 1 年→3 年、3 年→5 年
平成 3 年 4 月	同法施行令の一部改正（①は平成 3. 4. 1 適用、②は平成 3. 6. 1 施行） ① 介護手当の増額 { 94,500 円以内（重度障害者限度月額） 63,000 円以内（中度障害者限度月額） 19,130 円（家族介護） ② 各種手当の所得制限緩和 2,950,000 円

制 定 年 月	内 容
平成4年3月	同法施行令の一部改正（平成4.4.1施行） ① 医療特別手当の増額 125,890 円 ② 特別手当の増額 46,390 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 43,340 円 ④ 健康管理手当の増額 30,930 円 ⑤ 保健手当の増額 { 15,460 円 29,930 円（身体上障害のある者等）
平成4年4月	同法施行令の一部改正（①は平成4.4.1適用、②は平成4.6.1施行） ① 介護手当の増額 { 98,100 円以内（重度障害者限度月額） 65,400 円以内（中度障害者限度月額） 19,770 円（家族介護） ② 各種手当の所得制限緩和 3,227,600 円
平成5年3月	同法施行令の一部改正（平成5.4.1施行） ① 医療特別手当の増額 127,970 円 ② 特別手当の増額 47,160 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 44,060 円 ④ 健康管理手当の増額 31,440 円 ⑤ 保健手当の増額 { 15,720 円 31,440 円（身体上障害のある者等）
平成5年4月	同法施行令の一部改正（①は平成5.4.1施行、②は平成5.6.1施行） ① 介護手当の増額 { 101,030 円以内（重度障害者限度月額） 67,350 円以内（中度障害者限度月額） 20,090 円（家族介護） ② 各種手当の所得制限緩和 3,473,200 円
平成6年3月	同法施行令の一部改正（平成6.4.1施行） ① 医療特別手当の増額 129,700 円 ② 特別手当の増額 47,800 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 44,660 円 ④ 健康管理手当の増額 31,860 円 ⑤ 保健手当の増額 { 15,930 円 31,860 円（身体上障害のある者等）
平成6年4月	同法施行令の一部改正（①は平成6.4.1施行、②は平成6.6.1施行） ① 介護手当の増額 { 103,050 円以内（重度障害者限度月額） 68,700 円以内（中度障害者限度月額） 20,370 円（家族介護） ② 葬祭料の増額 149,000 円 ③ 各種手当の所得制限緩和 3,565,600 円
平成6年6月	同法の一部改正（平成6.10.1施行） ① 医療特別手当の増額 135,400 円 ② 特別手当の増額 50,000 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 46,600 円 ④ 健康管理手当の増額 33,300 円 ⑤ 保健手当の増額 { 16,700 円 33,300 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 21,300 円（家族介護）

(2)「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の変遷

制 定 年 月	内 容
平成6年12月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定（平成7.7.1施行） ① 被爆者に対する医療特別手当等の支給について原爆特別措置法と同様の規定の設置 ② 所得制限の撤廃 ③ 特別葬祭給付金制度の新設 ○ 支給対象 次のいずれかに該当する者の遺族であり、かつ、本人も被爆者であること。 （遺族の範囲は、死亡者の死亡当時の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹） ・ 昭和44年3月31日以前（葬祭料創設以前）に死亡した原爆被爆者 ・ 昭和44年4月1日から49年9月30日までに死亡した原爆被爆者で、特別手帳を所持していなかった者（一般被爆者等） ○ 支給額 認定者1人に対して一律10万円（2年償還の記名国債により交付） ○ 請求期間 平成7年7月1日～平成9年6月30日
平成7年3月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成7.4.1施行） ① 医療特別手当の増額 136,350円 ② 特別手当の増額 50,350円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 46,930円 ④ 健康管理手当の増額 33,530円 ⑤ 保健手当の増額 { 16,820円 33,530円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 104,180円以内（重度障害者限度月額） 69,450円以内（中度障害者限度月額） 21,410円（家族介護） ⑦ 各種手当の所得制限緩和 3,607,600円
平成8年4月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成8.4.1施行） ① 介護手当の増額 { 105,080円以内（重度障害者限度月額） 70,050円以内（中度障害者限度月額） ② 葬祭料の増額 166,000円
平成9年3月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成9.4.1施行） ① 介護手当の増額 { 105,980円以内（重度障害者限度月額） 70,650円以内（中度障害者限度月額） ② 葬祭料の増額 171,000円
平成10年3月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成10.4.1施行） ① 医療特別手当の増額 138,790円 ② 特別手当の増額 51,250円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 47,770円 ④ 健康管理手当の増額 34,130円 ⑤ 保健手当の増額 { 17,120円 34,130円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 107,100円以内（重度障害者限度月額） 71,400円以内（中度障害者限度月額） 21,780円（家族介護） ⑦ 葬祭料の増額 175,000円

制 定 年 月	内 容
平成 11 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 11. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 139,600 円 ② 特別手当の増額 51,550 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 48,050 円 ④ 健康管理手当の増額 34,330 円 ⑤ 保健手当の増額 { 17,220 円 34,330 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 108,000 円以内（重度障害者限度月額） 72,000 円以内（中度障害者限度月額） 21,920 円（家族介護） ⑦ 葬祭料の増額 176,000 円
平成 12 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 12. 4. 1 施行） ① 介護手当の増額 108,300 円以内（重度障害者限度月額） 72,200 円以内（中度障害者限度月額） ② 葬祭料の増額 179,000 円
平成 14 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 14. 4. 1 施行） ① 葬祭料の増額 189,000 円
平成 15 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 15. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の減額 138,380 円 ② 特別手当の減額 51,100 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 47,630 円 ④ 健康管理手当の減額 34,030 円 ⑤ 保健手当の減額 { 17,070 円 34,030 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の減額 { 106,100 円以内（重度障害者限度月額） 70,730 円以内（中度障害者限度月額） 21,720 円（家族介護）
平成 16 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 16. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の減額 137,840 円 ② 特別手当の減額 50,900 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 47,440 円 ④ 健康管理手当の減額 33,900 円 ⑤ 保健手当の減額 { 17,000 円 33,900 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の減額 { 104,970 円以内（重度障害者限度月額） 69,970 円以内（中度障害者限度月額） 21,650 円（家族介護） ⑦ 葬祭料の増額 193,000 円
平成 17 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 17. 4. 1 施行） 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の減額。 平成 17 年度手当額は、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改訂の特例に関する法律（平成 17. 4. 1 施行）等により、平成 16 年度と同額に据え置き。

制 定 年 月	内 容
平成 18 年 3 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 18. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の減額 137,430 円 ② 特別手当の減額 50,750 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 47,300 円 ④ 健康管理手当の減額 33,800 円 ⑤ 保健手当の減額 { 16,950 円 33,800 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の減額 { 104,590 円以内（重度障害者限度月額） 69,720 円以内（中度障害者限度月額） 21,570 円（家族介護） ⑦ 葬祭料の増額 199,000 円
平成 19 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 19. 4. 1 施行） 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の増額。 平成 19 年度手当額は、児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改訂の特例に関する法律（平成 17. 4. 1 施行）等により、平成 18 年度と同額に据え置き。
平成 20 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 20. 4. 1 施行） 介護手当の増額 { 104,960 円以内（重度障害者限度月額） 69,960 円以内（中度障害者限度月額）
平成 22 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 22. 4. 1 施行） ①介護手当の減額 { 104,730 円以内（重度障害者限度月額） 69,810 円以内（中度障害者限度月額） ②葬祭料の増額 201,000 円
平成 23 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 23. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の減額 136,890 円 ② 特別手当の減額 50,550 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 47,110 円 ④ 健康管理手当の減額 33,670 円 ⑤ 保健手当の減額 { 16,880 円 33,670 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の減額 { 104,530 円以内（重度障害者限度月額） 69,680 円以内（中度障害者限度月額） 21,500 円（家族介護）
平成 24 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 24. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の減額 136,480 円 ② 特別手当の減額 50,400 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 46,970 円 ④ 健康管理手当の減額 33,570 円 ⑤ 保健手当の減額 { 16,830 円 33,570 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の減額 { 104,290 円以内（重度障害者限度月額） 69,520 円以内（中度障害者限度月額） 21,420 円（家族介護）
平成 25 年 10 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 25. 10. 1 施行） ① 医療特別手当の減額 135,540 円 ② 特別手当の減額 50,050 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 46,650 円 ④ 健康管理手当の減額 33,330 円 ⑤ 保健手当の減額 { 16,720 円 33,330 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の減額 21,270 円（家族介護）

制 定 年 月	内 容
平成 26 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 26. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の減額 135, 130 円 ② 特別手当の減額 49, 900 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 46, 510 円 ④ 健康管理手当の減額 33, 230 円 ⑤ 保健手当の減額 { 16, 670 円 33, 230 円（身体上障害のある者等） ⑥ 介護手当の減額 21, 210 円（家族介護） ⑦ 葬祭料の増額 206, 000 円
平成 27 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 27. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 138, 380 円 ② 特別手当の増額 51, 100 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 47, 630 円 ④ 健康管理手当の増額 34, 030 円 ⑤ 保健手当の増額 { 17, 070 円 34, 030 円（身体上障害がある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 104, 570 円以内（重度障害者限度月額） 69, 710 円以内（中度障害者限度月額） 21, 720 円（家族介護）
平成 28 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 28. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 139, 460 円 ② 特別手当の増額 51, 500 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 48, 000 円 ④ 健康管理手当の増額 34, 300 円 ⑤ 保健手当の増額 { 17, 200 円 34, 300 円（身体上障害がある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 104, 950 円以内（重度障害者限度月額） 69, 960 円以内（中度障害者限度月額） 21, 900 円（家族介護）
平成 29 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 29. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の減額 139, 330 円 ② 特別手当の減額 51, 450 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 47, 950 円 ④ 健康管理手当の減額 34, 270 円 ⑤ 保健手当の減額 { 17, 180 円 34, 270 円（身体上障害がある者等） ⑥ 介護手当の増（減）額 { 105, 130 円以内（重度障害者限度月額） 70, 080 円以内（中度障害者限度月額） 21, 870 円（家族介護）
平成 30 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平 30. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 140, 000 円 ② 特別手当の増額 51, 700 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 48, 180 円 ④ 健康管理手当の増額 34, 430 円 ⑤ 保健手当の増額 { 17, 270 円 34, 430 円（身体上障害がある者等） ⑥ 介護手当の増額 { 105, 290 円以内（重度障害者限度月額） 70, 190 円以内（中度障害者限度月額） 21, 980 円（家族介護）

制 定 年 月	内 容
平成 31 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（平成 31. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 141,360 円 ② 特別手当の増額 52,200 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 48,650 円 ④ 健康管理手当の増額 34,770 円 ⑤ 保健手当の増額 { 17,440 円 34,770 円 (身体上障害がある者等) ⑥ 介護手当の増額 { 105,460 円以内 (重度障害者限度月額) 70,300 円以内 (中度障害者限度月額) 22,190 円 (家族介護)
令和元年 10 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（令和元. 10. 1 施行） ① 葬祭料の増額 209,000 円
令和 2 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（令和 2. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 142,170 円 ② 特別手当の増額 52,500 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 48,930 円 ④ 健康管理手当の増額 34,970 円 ⑤ 保健手当の増額 { 17,540 円 34,970 円 (身体上障害がある者等) ⑥ 介護手当の増額 { 105,560 円以内 (重度障害者限度月額) 70,360 円以内 (中度障害者限度月額) 22,320 円 (家族介護)
令和 3 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（令和 3. 4. 1 施行） ① 葬祭料の増額 212,000 円
令和 4 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（令和 4. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の減額 141,900 円 ② 特別手当の減額 52,400 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の減額 48,840 円 ④ 健康管理手当の減額 34,900 円 ⑤ 保健手当の減額 { 17,500 円 34,900 円 (身体上障害がある者等) ⑥ 介護手当の減額 22,280 円 (家族介護)
令和 5 年 4 月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（令和 5. 4. 1 施行） ① 医療特別手当の増額 145,420 円 ② 特別手当の増額 53,700 円 ③ 原子爆弾小頭症手当の増額 50,050 円 ④ 健康管理手当の増額 35,760 円 ⑤ 保健手当の増額 { 17,940 円 35,760 円 (身体上障害がある者等) ⑥ 介護手当の増額 { 105,800 円以内 (重度障害者限度月額) 70,520 円以内 (中度障害者限度月額) 22,830 円 (家族介護)

令和6年4月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（令和6.4.1施行）
① 医療特別手当の増額	150,020円
② 特別手当の増額	55,400円
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	51,630円
④ 健康管理手当の増額	36,900円
⑤ 保健手当の増額	18,500円 36,900円 （身体上障害がある者等）
⑥ 介護手当の増額	106,820円以内 71,200円以内 23,550円 （重度障害者限度月額） （中度障害者限度月額） （家族介護）
⑦ 葬祭料	215,000円
令和7年4月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（令和7.4.1施行）
① 医療特別手当の増額	154,090円
② 特別手当の増額	56,900円
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	53,030円
④ 健康管理手当の増額	37,900円
⑤ 保健手当の増額	19,000円 37,900円 （身体上障害がある者等）
⑥ 介護手当の増額	109,770円以内 73,170円以内 24,190円 （重度障害者限度月額） （中度障害者限度月額） （家族介護）
⑦ 葬祭料	219,000円
令和8年4月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正（令和8.4.1施行）
① 医療特別手当の増額	159,100円
② 特別手当の増額	58,750円
③ 原子爆弾小頭症手当の増額	54,760円
④ 健康管理手当の増額	39,130円
⑤ 保健手当の増額	19,620円 39,130円 （身体上障害がある者等）
⑥ 介護手当の増額	113,740円以内 75,820円以内 24,970円 （重度障害者限度月額） （中度障害者限度月額） （家族介護）
⑦ 葬祭料	222,000円

3 原爆被爆者手当等のあらまし

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される手当等は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料である。

なお、医療特別手当、特別手当、健康管理手当及び保健手当は併給されない。

手当の種類	支 給 の 対 象 と な る 者	支 給 額
(1) 医 療 特 別 手 当	原爆の傷害作用に起因する負傷又は疾病として厚生労働大臣の認定を受けた者（認定被爆者）で、今もその負傷又は疾病の状態にある者に支給される。	月額 159,100 円
(2) 特 別 手 当	上記厚生労働大臣の認定を受けた者で、その負傷又は疾病が治癒した者に支給される。	月額 58,750 円
(3) 原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	原爆の放射能の影響による小頭症の患者（厚生労働省令で定める精神上又は身体上の障害がない者を除く。）に支給される。	月額 54,760 円
(4) 健 康 管 理 手 当	厚生労働省令で定める次の障害を伴う疾病にかかっている者に支給される。 （原爆の放射能の影響によるものでないことが明らかなものを除く。） （厚生労働省令で定める障害）（その主な疾病） 1 造血機能障害 再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など 2 肝臓機能障害 肝硬変など 3 細胞増殖機能障害 悪性新生物など 4 内分泌腺機能障害 糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症など 5 脳血管障害 くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など 6 循環器機能障害 高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など 7 腎臓機能障害 慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎など 8 水晶体混濁による視機能障害 白内障 9 呼吸器機能障害 肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など 10 運動器機能障害 変形性関節症、変形性脊椎症など 11 潰瘍による消化器機能障害 胃潰瘍、十二指腸潰瘍など	月額 39,130 円
(5) 保 健 手 当	爆心地から2km以内で直接被爆した者又はその者の胎児であった者に支給される。 ただし、上記の者のうち次の者には高い額が支給される。 ① 厚生労働省令で定める身体上の障害がある者 ② 配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の者で、その者と同居している者がいない者	月額 19,620 円 月額 39,130 円
(6) 介 護 手 当	厚生労働省令で定める精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている者に支給される。 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められている特別障害者手当を受給する者に支給される時には、特別障害者手当が支給調整される。）	（重度障害） 月 113,740 円以内 （中度障害） 月 75,820 円以内
	介護費用を支払っているとき 家族介護等で介護費用を支払っていないとき（重度障害者に限る。）	月額 24,970 円
(7) 葬 祭 料	被爆者が死亡したとき（その死亡の原因が、原爆の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなものを除く。）その葬祭を行う者に支給される。	222,000 円

4 諸手当の申請手続等

(1) 申請に必要な書類等（広島市以外に居住している者）

申請書、診断書等の用紙は、市町役場（呉市は保健所）にある。

なお、被爆者健康手帳の交付申請と同時に諸手当の申請ができる。

ア 診断書

健康管理手当、保健手当（厚生労働省令で定める範囲の身体上の障害がある者）及び介護手当の診断書は原則として、被爆者一般疾病医療機関の医師によって作成されたものであること。

イ 手当の受取

手当は原則として毎月口座振替により支給するため、本人名義の普通預金口座が必要。

なお、漁協には一部例外を除き振り込みができない。

(2) 申請書の受付（広島市以外に居住している者）

市町役場（呉市は保健所）で受け付ける。

5 広島県・市年度別諸手当支給状況

(単位：人、千円)

区 分		医療特別手当	特 別 手 当	原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	健康管理手当	保 健 手 当	医 療 手 当	介 護 手 当	葬 祭 料		
広島県	平成2	実 支 給 額	人 員 額	246 3,107 367,186	256 3,088 134,576	4 48 1,955	38,570 467,301 13,574,674	3,392 41,583 663,556	— — —	370 3,914 53,842	1,419 — 183,708
	3	実 支 給 額	人 員 額	234 2,934 357,411	256 3,077 138,157	5 53 2,223	39,278 475,023 14,216,903	3,397 41,248 685,816	— — —	471 4,831 97,620	1,467 — 190,662
	4	実 支 給 額	人 員 額	232 2,855 359,230	255 3,099 143,714	4 56 2,427	39,526 478,209 14,790,401	3,181 39,409 14,790,401	— — —	498 4,885 111,739	1,424 — 197,168
	5	実 支 給 額	人 員 額	225 2,821 360,821	248 3,021 142,470	4 48 2,115	39,772 481,713 15,144,760	2,980 36,704 651,755	— — —	553 5,210 125,592	1,432 — 202,798
	6	実 支 給 額	人 員 額	219 2,671 353,978	244 2,962 144,833	4 48 2,190	39,852 482,445 15,717,339	2,790 34,352 637,123	— — —	521 5,172 131,909	1,344 — 198,606
	7	実 支 給 額	人 員 額	217 2,785 379,174	238 2,904 146,216	4 48 2,253	40,046 482,614 16,181,900	2,613 32,265 621,493	— — —	515 5,899 151,498	1,493 — 222,371
	8	実 支 給 額	人 員 額	214 2,678 365,107	231 2,795 140,728	3 38 1,783	39,615 482,221 16,168,868	2,409 29,897 580,970	— — —	521 5,832 153,234	1,417 — 236,086
	9	実 支 給 額	人 員 額	214 2,680 365,314	223 2,717 136,801	3 36 1,690	39,311 479,177 16,066,731	2,287 27,990 548,694	— — —	511 5,289 142,623	1,350 — 229,474
	10	実 支 給 額	人 員 額	207 2,577 357,625	214 2,628 134,685	3 36 1,720	39,016 474,614 16,198,315	2,116 26,188 526,873	— — —	464 5,137 142,857	1,530 — 266,598
	11	実 支 給 額	人 員 額	204 2,586 360,886	210 2,542 131,040	3 36 1,730	38,601 469,070 16,103,115	1,993 24,444 499,785	— — —	432 4,967 143,530	1,369 — 240,664
	12	実 支 給 額	人 員 額	203 2,510 350,396	202 2,469 127,277	3 36 1,730	38,033 461,422 15,840,618	1,866 22,930 473,131	— — —	413 4,661 128,075	1,355 — 241,865
	13	実 支 給 額	人 員 額	199 2,560 357,130	200 2,432 125,370	3 36 1,730	37,163 452,913 15,548,504	1,763 21,686 450,925	— — —	404 4,309 119,942	1,383 — 247,553
	14	実 支 給 額	人 員 額	205 2,585 360,865	194 2,377 122,535	3 36 1,730	36,211 442,891 15,204,449	1,674 20,528 429,957	— — —	384 3,824 107,699	1,411 — 264,476
	15	実 支 給 額	人 員 額	223 2,880 398,747	190 2,315 118,297	3 36 1,715	35,608 434,001 14,775,271	1,546 19,188 400,775	— — —	340 3,439 96,180	1,398 — 264,168
	16	実 支 給 額	人 員 額	215 2,929 403,868	181 2,210 112,489	3 36 1,708	34,496 421,708 14,296,341	1,473 18,030 377,626	— — —	292 2,807 78,299	1,387 — 266,761
	17	実 支 給 額	人 員 額	211 2,682 369,690	171 2,100 106,890	3 40 1,898	32,868 401,985 13,627,850	1,368 16,884 356,031	— — —	240 2,355 66,540	1,415 — 273,070
	18	実 支 給 額	人 員 額	207 2,598 357,051	166 2,016 102,312	3 36 1,703	31,802 388,446 13,128,060	1,281 15,754 332,392	— — —	234 2,625 70,629	1,447 — 286,569
	19	実 支 給 額	人 員 額	206 2,585 355,257	160 1,953 99,115	3 36 1,703	30,901 375,047 12,684,073	1,227 15,081 319,977	— — —	151 2,454 65,708	1,416 — 281,726
	20	実 支 給 額	人 員 額	347 5,761 792,049	152 1,859 94,334	3 36 1,703	29,238 357,588 12,086,864	1,162 14,224 302,515	— — —	178 2,512 61,908	1,478 — 294,102
	21	実 支 給 額	人 員 額	715 12,113 1,664,896	144 1,784 90,538	3 36 1,703	27,746 338,444 11,439,678	1,087 13,363 283,287	— — —	165 2,480 67,718	1,379 — 274,415
	22	実 支 給 額	人 員 額	815 13,284 1,825,620	141 1,697 86,123	3 36 1,703	26,469 323,123 10,921,558	1,019 12,683 269,892	— — —	130 2,036 60,148	1,452 — 291,446
	23	実 支 給 額	人 員 額	918 13,340 1,827,224	135 1,650 83,408	3 36 1,696	25,096 308,197 10,379,934	942 11,691 246,893	— — —	105 1,670 47,450	1,409 — 283,199
	24	実 支 給 額	人 員 額	965 12,640 1,725,432	124 1,530 77,113	3 36 1,691	23,371 291,634 9,790,204	883 10,886 229,666	— — —	106 1,810 51,485	1,662 — 334,058
	25	実 支 給 額	人 員 額	995 12,318 1,676,177	121 1,472 73,934	2 24 1,124	22,430 275,538 9,217,291	842 10,351 217,078	— — —	117 1,642 47,637	1,469 — 295,267
	26	実 支 給 額	人 員 額	908 11,596 1,567,049	237 2,590 129,308	2 24 1,117	21,087 259,917 8,636,610	795 9,756 204,224	— — —	84 1,353 43,691	1,461 — 300,001
	27	実 支 給 額	人 員 額	871 11,098 1,536,683	271 3,212 164,134	2 24 1,144	19,637 242,997 8,267,836	733 9,088 194,851	— — —	61 1,417 42,625	1,564 — 322,169
	28	実 支 給 額	人 員 額	809 10,228 1,435,064	297 3,571 183,356	2 24 1,152	18,264 226,579 7,770,227	682 8,420 182,033	— — —	106 1,474 39,483	1,477 — 304,425
	29	実 支 給 額	人 員 額	742 9,538 1,332,816	329 3,933 202,354	2 24 1,151	16,957 210,326 7,207,789	651 7,936 170,880	— — —	97 999 27,465	1,392 — 286,752
	30	実 支 給 額	人 員 額	705 8,903 1,247,022	346 4,184 216,323	3 32 1,541	15,618 188,703 6,684,018	607 7,495 161,442	— — —	67 1,009 28,601	1,409 — 290,254
	令和元	実 支 給 額	人 員 額	654 8,349 1,180,990	348 4,284 223,774	3 36 1,752	14,372 178,835 6,217,793	558 6,909 149,364	— — —	65 1,246 35,058	1,397 — 288,554
	2	実 支 給 額	人 員 額	624 7,929 1,129,182	302 3,849 202,125	2 32 1,566	13,161 164,093 5,737,843	521 6,449 139,853	— — —	67 1,017 32,334	1,319 — 275,647
	3	実 支 給 額	人 員 額	528 6,739 959,012	331 4,022 210,821	2 24 1,175	12,038 151,025 5,281,332	489 5,900 130,325	— — —	55 973 30,320	1,235 — 261,181
	4	実 支 給 額	人 員 額	483 6,173 876,364	316 3,984 209,479	2 24 1,173	11,704 144,597 5,047,524	454 5,652 121,287	— — —	54 1,005 35,449	1,437 — 304,590
	5	実 支 給 額	人 員 額	433 5,535 807,078	316 3,893 205,885	2 24 1,201	11,246 140,277 5,015,758	420 5,175 112,762	— — —	67 1,059 38,244	1,327 — 281,315
	6	実 支 給 額	人 員 額	389 5,044 755,676	309 3,843 212,733	1 22 1,136	10,536 131,908 4,867,172	378 4,701 105,294	— — —	47 895 30,838	1,304 — 279,957
	7	実 支 給 額	人 員 額	363 4,635 713,883	290 3,675 208,648	1 12 637	9,609 120,807 4,578,327	339 4,264 97,027	— — —	33 390 9,248	1,240 — 270,650

(単位：人、千円)

区 分			医療特別手当	特 別 手 当	原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	健康管理手当	保 健 手 当	医 療 手 当	介 護 手 当	葬 祭 料
広 島 市	平成 2	実 人 員 延 給 額	682 8,493 1,003,704	726 8,797 383,373	10 120 4,886	66,340 795,536 23,110,299	8,703 107,531 1,796,182	— — —	706 12,131 192,424	2,142 — 278,157
		実 人 員 延 給 額	668 8,323 1,013,598	731 8,771 393,818	9 115 4,824	68,455 815,331 24,402,699	8,737 106,554 1,844,243	— — —	837 14,695 350,268	2,200 — 285,955
	4	実 人 員 延 給 額	677 8,429 1,059,964	706 8,583 398,165	10 112 4,854	69,116 826,889 25,575,529	8,116 100,997 1,818,135	— — —	908 15,682 427,881	2,196 — 306,597
		実 人 員 延 給 額	670 8,280 1,059,452	698 8,480 399,917	10 120 5,287	70,309 840,491 26,424,976	7,620 94,364 1,740,886	— — —	945 15,352 462,359	2,195 — 311,508
	6	実 人 員 延 給 額	657 8,093 1,072,283	680 8,262 403,955	9 110 5,017	70,755 848,796 27,654,478	7,069 87,607 1,690,193	— — —	1,011 16,817 538,364	2,178 — 323,874
		実 人 員 延 給 額	668 8,505 1,158,612	675 8,148 410,252	11 122 5,725	72,822 865,459 29,018,757	6,628 82,202 1,650,424	— — —	1,257 18,398 620,027	2,200 — 327,864
	8	実 人 員 延 給 額	680 8,484 1,156,630	658 8,017 403,655	12 142 6,664	73,042 876,974 29,404,938	6,140 76,475 1,550,249	— — —	1,168 19,480 657,719	2,231 — 368,337
		実 人 員 延 給 額	698 8,596 1,172,060	637 7,789 392,176	12 144 6,758	73,301 880,704 29,530,005	5,669 70,448 1,442,284	— — —	1,246 21,007 703,417	2,160 — 368,837
	10	実 人 員 延 給 額	693 8,540 1,185,074	625 7,588 388,885	12 144 7,879	73,306 881,778 30,095,023	5,240 65,168 1,372,335	— — —	1,262 19,646 711,752	2,227 — 389,336
		実 人 員 延 給 額	714 9,005 1,256,823	613 7,440 383,532	11 143 6,872	73,232 881,732 30,271,668	4,832 60,017 1,286,882	— — —	1,254 17,690 686,437	2,175 — 382,686
	12	実 人 員 延 給 額	736 9,163 1,279,148	599 7,250 373,738	11 132 6,343	72,783 876,769 30,099,479	4,452 55,444 2,201,337	— — —	1,131 16,702 594,355	2,127 — 380,477
		実 人 員 延 給 額	744 9,407 1,313,206	578 7,067 364,304	11 132 6,343	72,038 869,430 29,847,532	4,097 50,903 1,116,997	— — —	1,146 15,766 555,916	2,150 — 384,836
	14	実 人 員 延 給 額	783 9,708 1,355,237	555 6,802 350,644	11 132 6,343	70,984 857,821 29,448,995	3,813 47,307 1,048,485	— — —	1,222 15,741 585,622	2,225 — 419,406
		実 人 員 延 給 額	803 10,267 1,421,208	535 6,638 339,222	11 132 6,287	70,646 865,095 29,441,391	3,542 44,998 993,127	— — —	1,327 16,172 606,082	2,238 — 422,895
	16	実 人 員 延 給 額	807 10,519 1,450,361	517 6,347 323,063	11 132 6,263	69,405 843,569 28,597,150	3,317 41,104 914,712	— — —	1,246 15,767 602,372	2,404 — 463,571
		実 人 員 延 給 額	830 10,351 1,426,792	498 6,141 312,577	11 128 6,073	68,670 834,072 28,275,861	3,157 39,029 874,161	— — —	1,167 14,821 550,103	2,396 — 462,396
	18	実 人 員 延 給 額	824 10,209 1,403,064	464 5,814 295,061	10 120 5,676	67,239 817,877 27,644,801	3,004 36,967 830,526	— — —	1,324 15,536 572,379	2,390 — 474,690
		実 人 員 延 給 額	816 10,973 1,542,993	447 5,517 280,476	10 120 4,676	65,373 808,028 27,510,664	2,816 36,089 819,604	— — —	1,211 15,335 543,011	2,513 — 500,017
	20	実 人 員 延 給 額	1,536 24,422 3,363,012	427 5,216 264,712	10 120 5,676	62,864 768,684 26,039,941	2,615 32,705 748,821	— — —	1,174 15,006 534,281	2,511 — 499,657
		実 人 員 延 給 額	2,323 36,848 5,060,072	402 4,926 249,995	10 120 5,676	59,974 734,958 24,869,755	2,416 29,969 679,376	— — —	1,177 14,572 540,818	2,515 — 500,758
	22	実 人 員 延 給 額	2,656 39,553 5,433,124	389 4,742 240,657	10 120 5,676	57,623 705,076 23,838,134	2,238 27,808 634,353	— — —	1,214 15,127 573,188	2,638 — 529,960
		実 人 員 延 給 額	3,081 44,156 6,044,215	391 4,766 240,922	10 120 5,654	55,089 675,120 22,737,000	2,117 26,023 592,276	— — —	1,135 15,345 584,537	2,693 — 541,287
	24	実 人 員 延 給 額	3,320 42,816 5,835,668	387 4,705 237,132	10 120 5,637	52,678 647,371 21,744,373	2,000 24,663 560,640	— — —	1,128 14,978 575,493	2,632 — 529,028
		実 人 員 延 給 額	3,436 43,296 5,886,869	374 4,595 230,790	11 130 6,085	50,315 618,420 20,686,941	1,887 23,226 526,826	— — —	1,074 14,110 548,942	2,614 — 525,412
	26	実 人 員 延 給 額	3,430 43,584 5,890,310	604 6,974 348,003	11 132 6,139	47,713 587,410 19,519,852	1,765 21,818 491,618	— — —	1,010 13,480 527,166	2,703 — 556,181
		実 人 員 延 給 額	3,383 42,800 5,920,089	675 8,212 419,633	10 124 5,906	45,342 558,878 19,018,562	1,669 20,503 473,184	— — —	1,002 12,853 489,353	2,601 — 535,791
	28	実 人 員 延 給 額	3,336 41,623 5,803,872	771 9,290 478,413	10 120 5,760	42,799 529,733 18,169,818	1,578 19,418 451,022	— — —	743 12,146 472,753	2,667 — 549,397
		実 人 員 延 給 額	3,199 39,750 5,538,338	862 10,504 540,431	10 120 5,754	40,320 499,666 17,123,554	1,492 18,461 428,741	— — —	703 11,562 457,039	2,657 — 547,337
	30	実 人 員 延 給 額	3,052 38,206 5,348,617	898 11,007 569,057	9 112 5,396	38,061 470,727 16,207,111	1,417 17,449 408,011	— — —	707 11,626 455,971	2,582 — 531,887
		実 人 員 延 給 額	2,956 36,679 5,184,426	906 11,219 585,632	9 108 5,254	35,770 443,085 15,406,020	1,324 16,442 386,968	— — —	795 11,498 467,372	2,531 — 524,893
	2	実 人 員 延 給 額	2,955 37,067 5,266,864	829 10,393 545,633	9 108 5,284	33,604 417,023 14,583,197	1,245 15,374 362,283	— — —	742 11,194 465,535	2,421 — 505,950
		実 人 員 延 給 額	2,574 32,584 4,632,466	1,042 12,589 660,923	7 91 4,453	31,217 390,732 13,663,836	1,158 14,435 337,795	— — —	737 9,937 441,112	2,579 — 546,358
	4	実 人 員 延 給 額	2,406 30,426 4,317,517	1,022 12,798 670,615	6 75 3,663	31,147 384,210 13,408,925	1,074 13,450 312,092	— — —	660 9,588 420,832	2,796 — 592,707
		実 人 員 延 給 額	2,210 28,111 4,087,217	1,068 13,214 709,578	5 61 3,053	29,898 372,377 13,315,024	991 12,376 292,717	— — —	661 9,130 405,649	2,770 — 587,228
	6	実 人 員 延 給 額	2,059 26,306 3,943,572	1,037 13,068 723,932	5 60 3,098	28,196 352,229 12,996,735	912 11,356 275,865	— — —	621 8,691 367,749	2,785 — 598,388
		実 人 員 延 給 額	1,925 24,333 3,748,910	1,011 12,594 716,599	5 60 3,162	26,311 329,176 12,475,130	828 10,354 257,452	— — —	646 8,272 364,082	2,515 — 550,236

6 広島県・市男女別・年齢別諸手当受給者数（令和8年3月31日現在）

（単位：人）

区 分			総数	79 歳 ～	80 歳 ～ 84 歳	85 歳 ～ 89 歳	90 歳 ～ 94 歳	95 歳 ～ 99 歳	100 歳 ～
広島県	諸 手 当 受 給 者 数		男	3,513	50	1,733	810	514	20
			女	7,089	76	2,604	1,553	1,274	223
			計	10,602	126	4,337	2,363	1,788	243
	内	医 療 特 別 当 手	男	178	1	96	45	19	0
			女	185	5	83	41	19	6
			計	363	6	179	86	38	6
		特 別 手 当	男	118	2	67	17	14	0
			女	172	2	75	37	26	6
			計	290	4	142	54	40	6
	訳	原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	男	1	0	1	0	0	0
			女	0	0	0	0	0	0
			計	1	0	1	0	0	0
		健 康 管 理 当 手	男	3,096	46	1,500	726	463	20
			女	6,513	67	2,345	1,425	1,200	208
			計	9,609	113	3,845	2,151	1,663	228
広島市	内	保 健 手 当	男	120	1	69	22	18	0
			女	219	2	101	50	29	3
			計	339	3	170	72	44	3
		諸 手 当 受 給 者 数	男	11,128	124	5,770	3,298	1,415	21
			女	18,952	175	7,686	5,184	3,520	371
			計	30,080	299	13,456	8,482	4,935	392
	訳	医 療 特 別 当 手	男	995	7	565	256	108	2
			女	930	10	464	266	112	11
			計	1,925	17	1,029	522	220	13
		特 別 手 当	男	400	5	193	123	53	1
			女	611	6	240	155	101	16
			計	1,011	11	433	278	154	17
広島市	訳	原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	男	2	0	2	0	0	0
			女	3	1	2	0	0	0
			計	5	1	4	0	0	0
		健 康 管 理 当 手	男	9,432	106	4,847	2,847	1,216	16
			女	16,879	151	6,720	4,646	3,234	330
			計	26,311	257	11,567	7,493	4,450	346
	内	保 健 手 当	男	299	6	163	72	38	2
			女	529	7	260	117	73	14
			計	828	13	423	189	111	16

7 広島県・市健康管理手当障害別支給件数

(単位：件、%)

区 分			平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		3 年度	
			件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
広島県	1	造血機能障害	58	0.4	58	0.4	54	0.4	52	0.4
	2	肝臓機能障害	182	1.2	170	1.2	156	1.2	149	1.3
	3	細胞増殖機能障害	494	3.2	481	3.3	445	3.4	426	3.5
	4	内分泌腺機能障害	1,631	10.8	1,540	10.7	1,375	10.4	1,271	10.6
	5	脳血管障害	540	3.6	493	3.4	442	3.3	414	3.4
	6	循環器機能障害	4,278	28.2	4,048	28.2	3,679	28.0	3,367	28.0
	7	腎臓機能障害	100	0.7	99	0.7	88	0.7	87	0.7
	8	水晶体混濁による視機能障害	1,996	13.2	1,890	13.2	1,784	13.6	1,534	12.7
	9	呼吸器機能障害	168	1.1	147	1.0	135	1.0	128	1.1
	10	運動器機能障害	5,696	37.6	5,431	37.8	4,988	37.9	4,597	38.2
	11	消化器機能障害	15	0.1	15	0.1	15	0.1	13	0.1
計			15,158	100.0	14,372	100.0	13,161	100.0	12,038	100.0
広島市	1	造血機能障害	148	0.4	141	0.4	129	0.4	122	0.4
	2	肝臓機能障害	455	1.2	426	1.2	402	1.2	371	1.2
	3	細胞増殖機能障害	1,130	3.0	1,081	3.0	1,015	3.0	941	3.0
	4	内分泌腺機能障害	3,904	10.3	3,652	10.2	3,405	10.1	3,157	10.1
	5	脳血管障害	1,100	2.9	1,025	2.9	919	2.7	860	2.8
	6	循環器機能障害	9,267	24.3	8,683	24.3	8,078	24.1	7,455	23.9
	7	腎臓機能障害	160	0.4	147	0.4	137	0.4	123	0.4
	8	水晶体混濁による視機能障害	5,455	14.3	5,092	14.2	4,870	14.5	4,411	14.1
	9	呼吸器機能障害	274	0.7	257	0.7	233	0.7	220	0.7
	10	運動器機能障害	16,132	42.4	15,228	42.6	14,381	42.8	13,530	43.3
	11	消化器機能障害	36	0.1	38	0.1	35	0.1	27	0.1
計			38,061	100.0	35,770	100.0	33,604	100.0	31,217	100.0
区 分			令和 4 年度		5 年度		6 年度		7 年度	
			件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
広島県	1	造血機能障害	65	0.6	56	0.5	52	0.5	48	0.5
	2	肝臓機能障害	129	1.1	116	1.1	101	0.9	90	1.0
	3	細胞増殖機能障害	475	4.1	495	4.5	486	4.7	466	5.0
	4	内分泌腺機能障害	1,314	11.2	1,298	11.9	1,248	12.1	1,132	12.1
	5	脳血管障害	414	3.5	375	3.4	368	3.5	330	3.5
	6	循環器機能障害	3,171	27.1	2,859	26.2	2,666	25.8	2,376	25.4
	7	腎臓機能障害	88	0.8	93	0.9	93	0.9	87	0.9
	8	水晶体混濁による視機能障害	1,646	14.1	1,696	15.6	1,666	16.1	1,609	17.2
	9	呼吸器機能障害	133	1.1	137	1.3	132	1.2	116	1.2
	10	運動器機能障害	4,256	36.3	3,756	34.5	3,472	33.7	3,079	32.9
	11	消化器機能障害	13	0.1	14	0.1	12	0.1	12	0.1
計			11,704	100.0	10,895	100.0	10,296	100.0	9,345	100.0
広島市	1	造血機能障害	171	0.5	185	0.6	187	0.7	176	0.7
	2	肝臓機能障害	353	1.1	320	1.1	304	1.1	276	1.0
	3	細胞増殖機能障害	1,173	3.8	1,209	4.0	1,194	4.2	1,121	4.3
	4	内分泌腺機能障害	3,364	10.8	3,234	10.8	3,129	11.1	2,893	11.0
	5	脳血管障害	924	3.0	910	3.0	851	3.0	782	3.0
	6	循環器機能障害	7,159	23.0	6,642	22.2	6,112	21.7	5,543	21.1
	7	腎臓機能障害	172	0.6	183	0.6	190	0.7	177	0.7
	8	水晶体混濁による視機能障害	4,745	15.2	4,842	16.2	4,803	17.0	4,598	17.5
	9	呼吸器機能障害	237	0.8	225	0.8	208	0.7	195	0.7
	10	運動器機能障害	12,823	41.1	12,122	40.6	11,195	39.7	10,534	40.0
	11	消化器機能障害	26	0.1	26	0.1	23	0.1	16	0.1
計			31,147	100.0	29,898	100.0	28,196	100.0	26,311	100.0

8 広島県・市健康管理手当受給者障害別・男女別・年齢別内訳（令和8年3月31日現在）

（単位：人）

区 分			総 数	79 歳	80 歳 84 歳	85 歳 89 歳	90 歳 94 歳	95 歳 99 歳	100 歳			
総 数			男女計	2,982 6,363 9,345	45 66 111	1,451 2,293 3,744	697 1,390 2,087	451 1,172 1,623	320 1,242 1,562	18 200 218		
広島県	1	造 血 機 能 障 害	男女計	17 31 48	2 1 3	9 11 20	3 5 8	1 7 8	2 5 7	0 2 2		
			2	肝 臓 機 能 障 害	男女計	39 51 90	0 2 2	22 23 45	11 9 20	4 7 11	2 10 12	0 0 0
					3	細胞増殖機能障害	男女計	232 234 466	1 2 3	119 92 211	69 63 132	26 32 58
	4	内 分 泌 腺 機 能 障 害					男女計	455 677 1,132	10 7 17	238 290 528	105 162 267	74 118 192
			5	脳 血 管 障 害			男女計	150 180 330	1 2 3	64 58 122	45 44 89	28 27 55
					6	循 環 器 機 能 障 害	男女計	731 1,645 2,376	13 20 33	336 522 858	166 339 505	117 327 444
	7	腎 臓 機 能 障 害					男女計	43 44 87	1 0 1	23 19 42	14 11 25	3 4 7
			8	水晶体混濁による視 機 能 障 害 (白 内 障)			男女計	500 1,109 1,609	6 7 13	271 500 771	120 284 404	68 188 256
					9	呼 吸 器 機 能 障 害	男女計	77 39 116	0 0 0	39 23 62	23 5 28	5 4 9
	10	運 動 器 機 能 障 害					男女計	733 2,346 3,079	11 25 36	326 750 1,076	140 467 607	125 457 582
			11	潰 瘍 に よ る 消 化 器 機 能 障 害			男女計	5 7 12	0 0 0	4 5 9	1 1 2	0 1 1

(単位：人)

区 分			総 数	79 歳	80 歳 84 歳	85 歳 89 歳	90 歳 94 歳	95 歳 99 歳	100 歳	
総 数			男 女 計	9,432 16,879 26,311	106 151 257	4,847 6,720 11,567	2,847 4,646 7,493	1,216 3,234 4,450	400 1,798 2,198	16 330 346
広島市	1	造 血 機 能 障 害	男 女 計	81 95 176	0 0 0	44 46 90	22 28 50	15 14 29	0 7 7	0 0 0
	2	肝 臓 機 能 障 害	男 女 計	133 143 276	0 4 4	75 60 135	36 38 74	18 32 50	4 9 13	0 0 0
	3	細胞増殖機能障害	男 女 計	532 589 1,121	6 5 11	276 270 546	170 171 341	64 101 165	14 39 53	2 3 5
	4	内分泌腺機能障害	男 女 計	1,303 1,590 2,893	12 25 37	721 711 1,432	375 453 828	154 262 416	40 116 156	1 23 24
	5	脳 血 管 障 害	男 女 計	349 433 782	7 3 10	178 148 326	105 130 235	47 84 131	12 57 69	0 11 11
	6	循環器機能障害	男 女 計	1,964 3,579 5,543	29 25 54	921 1,217 2,138	594 952 1,546	306 804 1,110	110 481 591	4 100 104
	7	腎 臓 機 能 障 害	男 女 計	105 72 177	0 1 1	53 29 82	43 20 63	8 16 24	1 5 6	0 1 1
	8	水晶体混濁による視 機 能 障 害 (白 内 障)	男 女 計	1,575 3,023 4,598	14 25 39	792 1,281 2,073	538 875 1,413	167 527 694	62 266 328	2 49 51
	9	呼 吸 器 機 能 障 害	男 女 計	123 72 195	1 2 3	68 27 95	38 24 62	14 12 26	2 7 9	0 0 0
	10	運 動 器 機 能 障 害	男 女 計	3,253 7,281 10,534	37 61 98	1,709 2,929 4,638	923 1,955 2,878	422 1,382 1,804	155 811 966	7 143 150
	11	潰 瘍 に よ る 消 化 器 機 能 障 害	男 女 計	14 2 16	0 0 0	10 2 12	3 0 3	1 0 1	0 0 0	0 0 0

9 広島県・市特別葬祭給付金請求件数・認定件数

(単位：件)

年 度	広 島 県		広 島 市	
	請 求 件 数	認 定 件 数	請 求 件 数	認 定 件 数
平成 7	10,282	9,283	37,734	28,493
8	2,151	2,569	8,120	15,902
9	3,641	3,551	7,901	8,077
10	—	28	—	44
11	—	7	—	2
12	—	3	—	1
13	—	4	—	0
14	—	3	—	1
15	—	0	—	1
16	—	0	—	0
17	—	0	—	1
18	—	0	—	1
計	16,074	15,448	53,755	52,523

※特別葬祭給付金は、広島・長崎で被爆し、国の葬祭料制度の対象となる前に死没した者の遺族にあたる被爆者に対して支給される。

なお、請求期間中に被爆者健康手帳未取得で特別葬祭給付金の請求を行っていた者については、手帳の交付があった際に認定が生じている。

○支 給 額 支給対象者 1 人に対して一律 10 万円

○請求期間 平成 7 年 7 月 1 日～平成 9 年 6 月 30 日

第4 その他の援護事業等

1 県の援護事業

本県では、広島県原子爆弾被爆者援護措置要綱、広島県原子爆弾被爆者援護要綱を制定して、県内に居住する被爆者に対し、次の援護事業を実施している（広島市内居住者は除く。）。

区 分	内 容
(1) 被爆者特別検査促進手当	爆心地から半径1キロメートル以内で被爆した被爆者のうち、精密検査を受けるため指定医療機関に入院した者に対して支給される。 支 給 額 1人1日 500円
(2) 認定被爆者通院交通費	医療特別手当の受給者で、厚生労働大臣の認定を受けた負傷または疾病の治療のため、指定医療機関へ通院している者に対して支給される。 支 給 額 バス、電車、及び船舶等の運賃の実費額
(3) 被爆身体障害者福祉手当	○原爆の傷害作用による負傷又は疾病による重度（身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級～3級程度）の身体障害者 ○原爆による瘢痕のため著しい醜状を呈している被爆者 上記の要件に該当する者に支給されるが、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当を受けている者には支給されない。 支 給 額 月額 19,620円
(4) 被爆者特別福祉手当	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当又は特別手当の受給者であって、生活保護法の適用を受けている者（保護停止の者は除く。）に対して支給される。 支 給 額 月額 4,000円
(5) 介護手当付加金	介護手当の受給者のうち、当該介護手当の受給額を超える介護費用を支払っている者に対して支給される。 支 給 額 月額 47,230円以内
(6) 認定被爆者死亡弔慰金	認定被爆者が死亡した場合、その葬祭を行う者に対して支給される。 支 給 額 10,000円
(7) 被爆者訪問介護利用助成金	ア 介護保険の訪問介護、第1号訪問事業を利用した、生計中心者が所得税非課税である世帯に属する被爆者に対して支給される。 助 成 額 1割（又は2割、又は3割）自己負担額。ただし、他の公費負担等がある場合は、その額を減じた後の額（第1号訪問事業はサービス種類コードA1及びA2に限る。）
	イ 生計中心者が所得税非課税である世帯に属する被爆者が老人福祉法の措置による老人居宅介護等事業を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給される。 助 成 額 費用徴収額
(8) 被爆者通所介護利用助成金	ア 介護保険の（地域密着型）通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、第1号通所事業を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1割（又は2割、又は3割）自己負担額（第1号通所事業はサービス種類コードA5及びA6に限る。）
	イ 被爆者が老人福祉法の措置による老人デイサービス事業等を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額

区 分	内 容
(9) 被爆者短期入所生活介護等利用助成金	ア 介護保険の（介護予防）短期入所生活介護を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1 割（又は 2 割、又は 3 割）自己負担額
	イ 被爆者が市町村が実施する老人福祉法の措置による短期入所事業等を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額
(10) 被爆者小規模多機能型居宅介護利用助成金	ア 介護保険の（介護予防）小規模多機能型居宅介護を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1 割（又は 2 割、又は 3 割）自己負担額
	イ 被爆者が老人福祉法の措置による小規模多機能型居宅介護事業等を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額
(11) 被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成金	ア 介護保険の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1 割（又は 2 割、又は 3 割）自己負担額
	イ 被爆者が市町村が実施する老人福祉法の措置による定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額
(12) 被爆者複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）利用助成金	ア 介護保険の複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1 割（又は 2 割、又は 3 割）自己負担額
	イ 被爆者が市町村が実施する老人福祉法の措置による複合型サービスを利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額
(13) 被爆者認知症対応型共同生活介護利用助成金	ア 介護保険の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1 割（又は 2 割、又は 3 割）自己負担額
	イ 被爆者が市町村が実施する老人福祉法の措置による認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用した場合、その費用を負担した者に対して支給する。 助 成 額 費用徴収額
(14) 被爆者介護老人福祉施設等利用助成金	ア （地域密着型）介護老人福祉施設に入所した被爆者に対して支給される。 助 成 額 1 割（又は 2 割、又は 3 割）自己負担額
	イ 被爆者が養護老人ホーム等に入所した場合、その費用を負担している者に対して支給される。 助 成 額 費用徴収額
(15) 被爆者療養保養事業	ア 被爆者が神田山荘を利用する場合の休憩料を助成する。 助 成 額 1 人 1 回 250 円
	イ 被爆者が県が指定した療養保養施設を利用する場合に休憩料及び宿泊料を助成する。 助 成 額 休憩：1 人 1 回 250 円以内 } （休憩・宿泊を合わせて 宿泊：1 人 1 泊 500 円以内 } 年 1,500 円／人を限度）

※ (15)のイの県の指定する施設は次のとおりです。なお★印の施設については休憩利用の場合にもあらかじめ予約が必要です。療養保養所を利用される場合は、必ず被爆者健康手帳を持参してください。

	施 設 名	住 所	電 話 番 号	利 用 内 容
	や す ら ぎ の 館	呉市蒲刈町大浦 7605	(0823) 66-1126	休憩利用のみ
	輝 き の 館		(0823) 66-1177	宿泊利用のみ
★	休 暇 村 大 久 野 島	竹原市忠海町 5476-4	(0846) 26-0321	休憩・宿泊
★	ホ テ ル い ん の し ま	尾道市因島土生町平木 288	(0845) 22-4661	休憩・宿泊
	養 老 温 泉 本 館	尾道市美ノ郷町三成 2502-1	(0848) 48-1411	休憩・宿泊
	君 田 温 泉 ・ 森 の 泉	三次市君田町泉吉田 311-3	(0824) 69-0038	休憩・宿泊
	ク ア ハ ウ ス 湯 の 山	広島市佐伯区湯来町大字和田 443	(0829) 83-1198	休憩利用のみ
	芸 北 オ ー ク ガ ー デ ン	山県郡北広島町細見 145-104	(0826) 35-1230	休憩・宿泊
	光 信 寺 の 湯 ゆ っ く ら	神石郡神石高原町光信 58-1	(0847) 85-4000	休憩・宿泊
	ルートイングランティア福山 S P A R E S O R T	福山市沖野上町 5-27-11	(084) 922-5511	休憩・宿泊
	宮 浜 グ ラ ン ド ホ テ ル	廿日市市宮浜温泉 2-5-4	(0829) 55-2255	休憩・宿泊
	桜花の郷 ラ・フォーレ庄原	庄原市新庄町 5281-1	(0824) 73-1800	休憩・宿泊
	ホテルエリアワン広島ウイング	東広島市河内町入野 11296-72	(082) 437-1234	休憩・宿泊

2 広島市の援護事業

広島市は、被爆者の福祉増進及び健康の保持を図ることを目的として、広島市原子爆弾被爆者援護措置要綱に基づき、市内に居住する被爆者に対し、次の援護事業を実施している。

区 分	内 容
(1) 被爆者特別検査促進手当	爆心地から半径1キロメートル以内で直接被爆した方で、一般検査の結果、精密検査が必要とされ、特別検査（入院して行う精密検査）を受診した方に対して支給される。 支 給 額 1人年1回500円
(2) 認定被爆者弔慰金	認定被爆者が死亡した場合、葬祭料申請者に対して支給される。 支 給 額 10,000円
(3) 被爆身体障害者福祉手当	広島県の援護措置(3)と同じ
(4) 被爆者介護手当付加金	〃 (5) 〃
(5) 認定被爆者通院交通費	医療特別手当の受給者で、厚生労働大臣の認定を受けた負傷または疾病の治療のため、医療機関へ通院している方に対して支給される。 支 給 額 公共交通機関の運賃の認定額（ただし、タクシーの場合は、公共交通機関を利用した場合の運賃相当の認定額）
(6) 被爆者在宅高齢者福祉手当	単身で居宅生活をしている被爆者で、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）及び民法第877条第1項に定める扶養義務者のうち、子がない方に対し支給される。 ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び被爆身体障害者福祉手当との併給はできない。 支 給 額 月額 3,000円
(7) 被爆者生活特別手当	医療特別手当又は特別手当を受給している認定被爆者のうち、生活保護を受けている方に支給される。 支 給 額 月額 4,000円
(8) 介護保険利用料助成	広島県の援護措置(7)のア、(8)のア、(9)のア、(10)のア、(11)のア、(12)のア、(13)のアと同じ
(9) 老人福祉措置（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・養護老人ホーム入所など）等負担金助成	広島県の援護措置(7)のイ、(8)のイ、(9)のイ、(10)のイ、(11)のイ、(12)のイ、(13)のイと同じ
(10) 広島原爆養護ホーム「矢野おりづる園」	居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者の養護を行う。

その他、日曜・出張健診、骨粗鬆症検診、原子爆弾小頭症患者見舞金の支給、被爆者健康交流事業の開催、老齢被爆者保養促進などを実施している。

3 広島県・市共通の援護事業

被爆者の福祉の増進を図るため、被爆者福祉施設の充実などを行う。

区 分	内 容
(1) 広島原爆養護ホーム	広島原爆養護ホーム（舟入むつみ園、神田山やすらぎ園及び倉掛のぞみ園）において居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者の養護を行う。舟入むつみ園ではデイサービス及びショートステイ、倉掛のぞみ園ではショートステイも実施している。
(2) 広島赤十字・原爆病院	広島赤十字・原爆病院の医療機器整備費等の助成を行う。
(3) 被爆者相談事業	被爆者の健康の保持及び福祉の向上を図るため、被爆者相談員を設置し、適切な助言、指導を行う。
(4) 原爆被爆者世帯の県・市営住宅優先入居措置	入居しようとする世帯員の中に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康管理手当受給者などのいる世帯については、選考順位が優先される。

4 令和7年度事業実施状況（県・広島市の援護事業）

事業名	広島県		広島市	
	延人員	金額	延人員	金額
	人	千円	人	千円
被爆者就職支度金	—	—	—	—
被爆者雇用奨励金	—	—	—	—
被爆者特別検査促進手当	8	4	28	14
認定被爆者通院交通費	64	486	708	1,223
被爆身体障害者福祉手当	20	380	4	76
被爆者特別福祉手当	12	48	94	376
介護手当付加金	74	2,358	2,361	77,164
認定被爆者死亡弔慰金	80	800	279	2,790
被爆者訪問介護利用助成金	7,065	38,576	25,129	141,783
被爆者通所介護利用助成金	20,734	161,583	64,004	475,836
被爆者短期入所生活介護等利用助成金	4,502	60,983	10,400	160,435
被爆者介護老人福祉施設利用助成金	7,110	238,736	11,767	384,684
被爆者小規模多機能型居宅介護負担金助成金	1,935	46,770	2,064	50,253
被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護所用助成金	224	4,960	2,374	51,747
被爆者複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）利用助成金	336	12,777	416	12,610
被爆者認知症対応型共同生活介護利用助成金	2,378	81,435	9,128	287,842
老人福祉措置（養護老人ホーム）負担金助成金	320	17,795	1,520	100,149
被爆者療養保養事業	945	237	—	—

※ 広島市の事業名については、異なるものがあるが、県と同一内容の事業について掲げた。

5 被爆者関係施設整備事業

原爆養護ホーム「舟入むつみ園」、「神田山やすらぎ園」及び「倉掛のぞみ園」の施設等の整備を行うとともに、広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設等の整備に対して助成を行う。また、広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の高度化を図るため、必要な診断機器の設備整備事業等に対し助成を行う。

6 原爆被爆者援護団体負担金事業

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会」の費用を負担する。

7 在外被爆者援護事業

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 手帳交付渡日支援事業

新たに被爆者健康手帳の交付を受けようとする者へ渡日旅費等を支給する。

(2) 渡日治療支援事業

渡日治療が必要な者へ渡日旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。

(3) 保健医療助成事業

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を助成する。

ただし、南米7か国（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ※、ボリビア、ペルー※、ウルグアイ及びベネズエラ※）在住の被爆者へは、民間保険会社の医療保険に加入した場合の保険料又は医療機関に支払った医療費を助成する。（※は、令和8年3月末現在、在住被爆者がいない国・地域。）

(4) 健康相談等事業

北米及び南米へ専門医等を派遣し、健康相談等を実施する。

(5) 手帳等交付事務

在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地域へ職員を派遣し、面談審査を行う。

(6) 現地健康診断事業

健康相談等事業の実施のしない年に北米及び南米の医療機関で健康診断を実施する。

8 在外被爆者医療費

平成28年1月1日から、在外被爆者が日本国外で受けた医療についても法が適用されることとなった。大韓民国に居住している者については長崎県が、大韓民国以外の国に居住している者については広島県が医療費支給を担当する。

【参考（在外被爆者援護事業の実施状況）】

事業 ※名称はH14～		～平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
在外被爆者 手帳交付事業		—	事前申請：13 件 (北米、南米、大韓民国)	事前申請：203 件 (北米、南米、大韓民国)
在外被爆者 健康診断事業	北 米	概要：(社)広島県医師会が中心となり隔年に実施するこの事業に対し、助成。	—	概要：国の補助事業として、 (社)広島県医師会に委託して実施。
		会場：ロサンゼルス、ハワイ、 サンフランシスコ、シアトル		会場：ロサンゼルス、ハワイ、サン フランシスコ、シアトル
		内容：健康診断、健康相談、 行政相談		内容：健康診断、健康相談、 行政相談
		回数：平成 13 年までに 13 回実施。 (昭和 52 年～)		
	南 米	概要：広島県が中心となり厚生労働 省、外務省、長崎県と共同で 医師等を派遣。	概要：国の補助事業として、医師等を派遣。	
		会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、 ペルー	会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、 ペルー	会場：ブラジル
		内容：健康診断、健康相談、 講演会、行政相談	内容：健康診断、健康相談、講演会、行政相談	
		回数：平成 13 年までに 9 回実施。 (昭和 60 年～)	備考：ブラジルは講演会、相談のみ	備考：サンパウロ、リオデジャネイ ロ、クリティバ、マリリアの 4 都市で実施
在外被爆者渡日 治療等事業	北 米	概要：(社)広島県医師会が実施する この事業に対し、助成。 実績：年間 4 人 (平成 13 年)	治療申請：6 件 (北米) 入院件数：5 件 (大韓民国)	治療申請：83 件 (北米、南米、その他) 入院件数：24 件 (北米、南米、大韓民国)
	南 米	概要：同上 実績：年間 3 人 (平成 13 年)		
在外被爆者 保健医療助成事業		—		

事業		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
在外被爆者 手帳交付事業		事前申請：157 件 (北米、南米、大韓民国)	事前申請：85 件 (北米、南米、韓民国)	事前申請：33 件 (北米、南米、大韓民国)
在外被爆者 健康診断事業 (～平成 17 年) 在外被爆者 健康相談等事業 (平成 18 年～)	北 米	—	概要：国の補助事業として、(社)広島県医師会に委託して実施。	—
			会場：ロサンゼルス、ハワイ、 サンフランシスコ、シアトル	
			内容：健康診断、健康相談、行政相談	
	南 米	概要：国の補助事業として、医師等を派遣。	—	概要：国の委託事業として、医師等を派遣
		会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、 ペルー		会場：アルゼンチン、 パラグアイ、 ボリビア、ペルー
		内容：健康診断、健康相談、 講演会、行政相談		内容：健康診断、健康相談、 行政相談
		備考：ブラジルは、サンパウロ、 クリティバ、リオデジャネイ ロの 3 都市で実施		備考：ブラジルは未実施
	在外被爆者 渡日治療等事業		治療申請：34 件 (北米、南米、その他) 入院件数：33 件	治療申請：26 件 (北米、南米、その他) 入院件数：23 件
在外被爆者 保健医療助成事業		保健医療助成費支給：9 件 (南米)	保健医療助成費支給：86 件 (南米)	保健医療助成費支給：52 件 (南米)

事業		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
在外被爆者 手帳交付事業		事前申請：8 件 (北米、大韓民国)	事前申請：10 件 (北米、大韓民国)	事前申請：12 件 (大韓民国)
在外被爆者 健康相談等事業	北 米	概要：国の委託事業として、(社)広島 県医師会に委託して実施。	—	概要：国の委託事業として、(社)広島 県医師会に委託して実施。
		会場：ロサンゼルス、ハワイ、 サンフランシスコ、シアトル		会場：ロサンゼルス、ハワイ、 サンフランシスコ、シアトル
		内容：健康診断、健康相談、行政相 談		内容：健康診断、健康相談、行政相 談
	南 米	—	概要：国の委託事業として、医 師等を派遣	—
			会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、 ペルー	
			内容：健康診断、健康相談、行政相 談	
在外被爆者 渡日治療等事業		治療申請：21 件 (北米、南米、大韓民国) 入院件数：14 件	治療申請：21 件 (北米、南米、大韓民国) 入院件数：5 件	治療申請：30 件 (北米、大韓民国、その他) 入院件数：3 件
在外被爆者 保健医療助成事業		保健医療助成費支給：91 件 (南米)	保健医療助成費支給：91 件 (南米)	保健医療助成費支給：96 件 (南米)

事業		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
在外被爆者 手帳交付事業		事前申請：6 件 (大韓民国)	事前申請：8 件 (北米、大韓民国)	事前申請：8 件 (大韓民国)	
在外被爆者 健康相談等事業	北 米	—	概要：国の委託事業として、(社)広島 県医師会に委託して実施。	—	
			会場：ロサンゼルス、ハワイ、 サンフランシスコ、シアトル		
			内容：健康診断、健康相談、行政相 談		
	南 米	概要：国の委託事業として、 医師等を派遣	—	概要：国の委託事業として、医 師等を派遣	
				会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、 ペルー	会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、 ペルー
				内容：健康診断、健康相談、 行政相談	内容：健康診断、健康相談、行政相 談
在外被爆者 渡日治療等事業		治療申請：9 件 (北米、南米、大韓民国、その 他) 入院件数：10 件	治療申請：9 件 (北米、南米、大韓民国、その 他) 入院件数：7 件	治療申請：4 件 (北米、大韓民国) 入院件数：11 件	
在外被爆者 保健医療助成事業		保健医療助成費支給 93 件 (南米)	保健医療助成費支給 92 件 (南米)	保健医療助成費支給 93 件 (南米)	

事業		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
在外被爆者 手帳交付事業		事前申請：7 件 (大韓民国)	事前申請：1 件 (大韓民国)	事前申請：2 件 (大韓民国)
在外被爆者 健康相談等事業	北 米	概要：国の委託事業として、(社)広島 県医師会に委託して実施。	—	概要：国の委託事業として、(社)広島 県医師会に委託して実施。
		会場：ロサンゼルス、ハワイ、 サンフランシスコ、シアトル		会場：ロサンゼルス、ハワイ、 サンフランシスコ、シアトル
		内容：健康診断、健康相談、行政相 談		内容：健康診断、健康相談、行政相 談
	南 米	—	概要：国の委託事業として、医師等 を派遣。	—
			会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、 ペルー	
			内容：健康診断、健康相談、行政相 談	
在外被爆者 渡日治療等事業		治療申請：10 件 (北米、南米、大韓民国、その 他) 入院件数：4 件	治療申請：4 件 (南米、大韓民国) 入院件数：3 件	治療申請件数：8 件 (北米、南米、大韓民国) 入院件数：3 件
在外被爆者 保健医療助成事業		保健医療助成費支給 92 件 (南米)	保健医療助成費支給 82 件 (うち遡及支給 0 件) (南米)	保健医療助成費支給 90 件 (うち遡及支給 9 件) (南米)
在外被爆者 現地健康診断 事業 (平成 25 年 ～)	北 米	—	概要：現地の医療機関等に委託し て健康診断を実施 会場：ロサンゼルス、ハワイ	—
	南 米	概要：現地の医療機関等に委託し て健康診断を実施 会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、 ペルー	—	概要：現地の医療機関等に委託し て健康診断を実施 会場：ブラジル、アルゼンチ ン、パラグアイ、ボリビ ア、ペルー

事業		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
在外被爆者 手帳交付事業		事前申請：0 件	事前申請：0 件	事前申請：0 件
在外被爆者 健康相談等事業	北 米	—	概要：国の委託事業として、（一社） 広島県医師会に委託して実施。	—
			会場：ロサンゼルス、ハワイ、 サンフランシスコ、シアトル	
			内容：健康診断、健康相談、行政相 談	
	南 米	概要：国の委託事業として、医師等 を派遣。	—	概要：国の委託事業として、医師等 を派遣。
		会場：ブラジル、アルゼンチン、 パラグアイ、ボリビア、 ペルー		会場：ブラジル、パラグアイ、 ボリビア、ペルー
		内容：健康診断、健康相談、行政相 談		内容：健康診断、健康相談、行政相 談
在外被爆者 渡日治療等事業		治療申請件数：5 件 （北米 1 件、南米 2 件、大韓民 国 2 件） 入院件数：1 件	治療申請件数：1 件 （北米 1 件） 入院件数：1 件	治療申請件数：0 件 入院件数：1 件
在外被爆者 保健医療助成事業		保健医療助成費支給 704 件 大韓民国以外の国に居住して いる者（北米 585 件、南米 88 件、その他 31 件）	保健医療助成費支給 541 件 大韓民国以外の国に居住して いる者（北米 423 件、南米 81 件、その他 37 件）	保健医療助成費支給 500 件 大韓民国以外の国に居住して いる者（北米 397 件、南米 70 件、その他 33 件）
在外被爆者 現地健康診断 事業 （平成 25 年 ～）	北 米	概要：現地の医療機関等に委託し て健康診断を実施 会場：ロサンゼルス、ハワイ	—	概要：現地の医療機関等に委託し て健康診断を実施 会場：ロサンゼルス、ハワイ
	南 米	—	概要：現地の医療機関等に委託し て健康診断を実施 会場：ブラジル、アルゼンチ ン、パラグアイ、ボリビア、 ペルー	—

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
在外被爆者 法に基づく医療費 等事業（大韓民国 を除く）	申請：20 件	申請：55 件	申請：39 件

事業		令和元年度	令和2年度	令和3年度
在外被爆者 手帳交付事業		事前申請：0件	事前申請：0件	事前申請：0件
在外被爆者 健康相談等事業	北 米	概要：国の委託事業として、医師等 を派遣。	—	—
		会場：ロサンゼルス、ハワイ、 サンフランシスコ、シアトル、 バンクーバー		
		内容：健康診断、健康相談、行政相 談		
	南 米	—	新型コロナウイルス感染症の 影響により、事業未実施	新型コロナウイルス感染症の 影響により、事業未実施
在外被爆者 渡日治療等事業		治療申請件数：0件 入院件数：0件	治療申請件数：0件 入院件数：0件	治療申請件数：0件 入院件数：0件
在外被爆者 保健医療助成事業		保健医療助成費支給 470件 大韓民国以外の国に居住して いる者（北米371件、南米69 件、その他30件）	保健医療助成費支給 388件 大韓民国以外の国に居住して いる者（北米313件、南米46 件、その他29件）	保健医療助成費支給 378件 大韓民国以外の国に居住して いる者（北米293件、南米57 件、その他28件）
在外被爆者 現地健康診断 事業 (平成25年 ～)	北 米	—	新型コロナウイルス感染症の 影響により、事業未実施	新型コロナウイルス感染症の 影響により、事業未実施
	南 米	概要：現地の医療機関等に委託し て健康診断を実施 会場：ブラジル、パラグアイ、 ボリビア	—	—

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
在外被爆者 法に基づく医療費 等事業（大韓民国 を除く）	申請：63件 ※ブラジルで代行申請開始	申請：82件	申請：82件

事業		令和4年度	令和5年度	令和6年度
在外被爆者 手帳交付事業		事前申請：0件	事前申請：0件	事前申請：0件
在外被爆者 健康相談等事業	北 米	概要：国の委託事業として、医師等 を派遣。	概要：国の委託事業として、医師等 を派遣。	概要：国の委託事業として、医師等 を派遣。
		会場：ロサンゼルス、バンクーバー	会場：ハワイ、サンフランシスコ シアトル	会場：ロサンゼルス、バンクーバー
		内容：健康診断、健康相談、行政相 談	内容：健康診断、健康相談、行政相 談	内容：健康診断、健康相談、行政相 談
	南 米	概要：国の委託事業として、医師等 を派遣。	—	概要：国の委託事業として、医師等 を派遣。
		会場：ブラジル	—	会場：ブラジル
		内容：健康診断、健康相談、行政相 談	—	内容：健康診断、健康相談、行政相 談
在外被爆者 渡日治療等事業		治療申請件数：0件 入院件数：0件	治療申請件数：0件 入院件数：0件	治療申請件数：0件 入院件数：0件
		保健医療助成費支給 324件 大韓民国以外の国に居住してい る者（北米252件、南米48件、 その他24件）	保健医療助成費支給 319件 大韓民国以外の国に居住してい る者（北米247件、南米47件、 その他25件）	保健医療助成費支給 284件 大韓民国以外の国に居住してい る者（北米215件、南米44件、 その他25件）
在外被爆者 現地健康診断 事業 （平成25年 ～）	北 米	概要：現地の医療機関等に委託して 健康診断を実施 会場：ハワイ	概要：現地の医療機関等に委託して 健康診断を実施 会場：ロサンゼルス	概要：現地の医療機関等に委託して 健康診断を実施 会場：ハワイ
	南 米	概要：現地の医療機関等に委託して 健康診断を実施 会場：ボリビア	概要：現地の医療機関等に委託して 健康診断を実施 会場：ブラジル、ボリビア	概要：現地の医療機関等に委託して 健康診断を実施 会場：ボリビア

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在外被爆者 法に基づく医療費等 事業（大韓民国を除く）	申請：90件	申請：89件	申請：71件

事業		令和7年度
在外被爆者 手帳交付事業		事前申請：0件
在外被爆者 健康相談等事業	北 米	概要：国の委託事業として、医師等を派遣。
		会場：ハワイ、サンフランシスコ、シアトル
		内容：健康診断、健康相談、行政相談
	南 米	—
在外被爆者 渡日治療等事業		治療申請件数：0件 入院件数：0件
在外被爆者 保健医療助成事業		保健医療助成費支給 249件 大韓民国以外の国に居住している者（北米 186件、南米 43件、その他 20件）
在外被爆者 現地健康診断 事業 （平成25年～）	北 米	概要：現地の医療機関等に委託して健康診断を実施 会場：ロサンゼルス
	南 米	概要：現地の医療機関等に委託して健康診断を実施 会場：ブラジル、ボリビア

	令和7年度
在外被爆者 法に基づく医療費等 事業（大韓民国を除く）	申請：58件

9 被爆実態啓発事業

原子爆弾被爆資料を展示することにより、被爆の実相を啓発し、被爆者援護の国民的合意を図る。

被爆写真展の開催 139 回（令和 7 年度）

実 施 主 体 広島県

委 託 先 （公財）広島平和文化センター

令和 7 年度実績

開催地名 (都道府県)	主催者名	展示会場名	開催期間	入場者数 (人)
千葉県	佐倉平和のつどい	中学校・公民館	6/30-8/31	700
北海道	江別市役所 総務課	公民館	7/2-7/22	150
愛知県	尾張旭市福祉課	中学校・市役所	7/1-8/29	3,700
長野県	安曇野市役所	安曇野市役所	7/3-8/4	500
兵庫県	関西学院大学 総務部 院長事務課	関西学院大学	6/10-7/4	(不明)
徳島県	徳島県庁 政策企画課	市役所・図書館	7/1-8/15	1,500
神奈川県	綾瀬市役所 市民課広聴相談担当	市役所展示ホール	6/27-6/29	354
埼玉県	川越市役所	市民センター等	7/1-7/30	(不明)
岡山県	国際協力研究所・岡山ユネスコ協会 共催	生涯学習センター	6/27-6/29	160
福島県	棚倉町平和のための資料展	棚倉町立図書館	6/11-6/15	400
福島県	社会福祉法人 わたり福祉会	特別養護老人ホームはなしのぶ	7/7-7/18	50
新潟県	岩室地区公民館	公民館 1 階ロビー	7/1-7/17	200
北海道	安平町教育委員会		7/1-7/18	(不明)
青森県	原水禁青森県民会議	市民美術展示館	6/27-6/29	295
新潟県	長岡市立 江陽中学校	校内 2 階渡り廊下	6/30-7/14	400
徳島県	一般財団法人 徳島県遺族会	戦没者記念館	7/26-8/24	1,898
大阪府	摂津市役所 人権女性政策課	公民館・プラザ	7/16-8/8	300
兵庫県	丹波市役所 まちづくり部人権啓発センター	山南住民センター	7/26-8/14	400
島根県	新日本婦人の会 島根県益田支部	役所・多目的スペース	8/1-8/15	(不明)
静岡県	沼津市役所 総務部 総務課	市立図書館	8/5-8/16	680
滋賀県	大津市役所 総務課	歴史博物館	7/19-7/29	456
岐阜県	日本労働組合総連合会岐阜県連合会	サンワーク大垣	7/24-8/6	352
京都府	長岡京市役所共生社会推進課	中央公民館	7/19-7/29	280
三重県	連合三重	総合博物館	7/23-8/7	10,509
東京都	東京都港区役所 総務課	本庁舎 1 階	7/21-8/20	450
滋賀県	滋賀県草津市立人権センター	キラリエ草津	8/7-8/8	33
兵庫県	豊岡市民プラザ	交流サロン	7/20-8/11	800
岐阜県	日本労働組合総連合会岐阜県連合会②	文化創造センター	8/1-8/6	260
兵庫県	姫路市平和記念資料館①	平和資料館 2 階	7/12-8/31	3,302
兵庫県	相生市役所 総務課	相生市文化会館	8/1-8/15	1,552
奈良県	奈良県北葛城郡上牧町秘書人事課	ペガサスホール	7/30-8/15	705
富山県	原水爆禁止高岡協議会	生涯学習センター	7/11-8/8	292
長野県	連合長野	もんぜんぷら座	7/31-8/8	200
愛知県	刈谷市役所総務文書課	市役所会議室	8/6-8/15	1,289
愛知県	長久手市役所		8/5-8/10	(不明)
広島県	広島県健康福祉局被爆者支援課	本庁・三次・福山	7/31-8/13	(不明)
千葉県	市原平和のつどい②	学校・市役所	8/1-8/4	1,600
岐阜県	岐阜県庁保健医療課	図書館企画展示室	8/6-8/15	582
大阪府	河内長野市人権協会	市民交流センター	7/25-7/26	400
新潟県	新潟県小千谷市役所企画政策課	ひと・まち・文化共創拠点おたけ	7/25-8/19	3,200
埼玉県	入間市役所 人権推進課	博物館アリット	7/31-8/17	2,500
北海道	雄武町図書館	図書館・閲覧室	8/1-8/31	2,705
愛知県	小牧市役所 福祉総務課	市民会館	8/6	300
愛知県	東浦町役場総務課	役場	7/29-8/31	200
埼玉県	朝霞市役所 人権庶務課	市役所 1 階	8/1-8/15	72
千葉県	市原市役所 総合計画推進課	市役所・図書館	7/28-8/15	1,058
東京都	葛飾区役所 総務課	区民ホール他	7/28-8/15	50
愛媛県	愛媛県東温市役所総務課	中央公民館	7/25-8/20	300
千葉県	長生村原爆の絵展実行委員会	文化会館	7/20-8/10	(不明)

広島県	尾道市役所人権男女共同参画課②	しまなみ交流館	8/3-8/6	(不明)
栃木県	鹿沼市役所総合政策課	市役所	8/4-8/28	1,000
埼玉県	三郷市役所 総務課	ららぽっとみさと	8/1-8/18	1,735
大阪府	子どもたちの未来と平和を語る集い実行委員会	メイシアター集会室	7/21-7/22	500
千葉県	平和のための戦争展実行委員会 (木更津)	公民館多目的ホール	7/22-7/29	745
岐阜県	羽島市役所 福祉課	市役所・文化センター	7/12-7/25	200
宮崎県	宮崎県庁 健康増進課	図書館・イオン	8/1-8/24	900
大阪府	泉大津市役所 人権くらしの相談課	市役所1階	7/31-8/15	100
京都府	城陽市役所 秘書広報課	城陽文化パルク	7/12	567
千葉県	千葉朗読サークル「風」	ハーモニープラザ	8/2-8/11	50
東京都	練馬区役所 総務課	区役所ほか	8/4-8/19	416
三重県	三重県庁 政策企画総務課	総合博物館	8/8-8/29	17,496
北海道	原爆展を観る新得会	新得町公民館	8/6-8/18	40
栃木県	小山市役所 行政総務課	生涯学習センター	7/31-8/4	499
茨城県	土浦市役所 総務課	市民ギャラリー	7/30-8/18	736
埼玉県	本庄市役所 秘書課	市民ホール他	7/31-8/13	120
千葉県	茂原市役所 企画政策課	図書館	8/1-8/21	19,802
大阪府	門真市役所 人権市民相談課	市民プラザ1F	7/22-8/6	280
山形県	河北町役場 くらし応援課	総合交流センター	8/2-8/18	500
長野県	塩尻市立図書館	図書館1階	7/26-8/17	250
愛知県	春日井市役所	市役所・市民サロン	7/27-8/2	344
北海道	蘭越町役場	町民センター	7/28-8/15	100
群馬県	伊勢崎市役所 行政課	市役所	8/5-8/12	525
岐阜県	垂井町職員組合	垂井町役場	8/2-8/3	83
茨城県	神栖市役所 総務課	図書館・公民館	7/25-8/8	6,299
愛知県	東郷町役場 福祉課	役場ロビーほか	8/1-8/30	350
東京都	稲城市役所 市民協働課	市役所1階ロビー	7/14-7/24	613
広島県	竹原市役所 地域支えあい推進課	市役所1階	8/1-8/15	452
三重県	四日市市役所 市民協働安全課	総合会館1階	7/18-8/20	133
東京都	武蔵村山市役所 秘書広報課	市役所本庁舎	8/1-8/15	(不明)
兵庫県	稲美町 文化の森課	文化の森ロビー	8/1-8/15	1,200
北海道	登別市役所 総務部 総務グループ	登別市民会館	8/6-8/16	100
奈良県	宇陀市役所 総務課	市役所1階	8/1-8/15	500
栃木県	足利市役所 行政管理課	市役所1階	8/1-8/18	1,500
東京都	平和のための原爆展実行委員会	日野市民会館	8/6-8/7	215
兵庫県	高砂市役所	市民ギャラリー	8/5-8/8	(不明)
奈良県	大淀町教育委員会 他共催	文化会館	8/6-8/18	200
大阪府	南部市民交流センター本館	大ホール ロビー	7/29-8/6	207
千葉県	いすみ市役所 総務課	大原庁舎1階	7/18-8/15	300
奈良県	葛城市役所 秘書広報課	市役所・新庄庁舎	8/4-8/18	107
島根県	有福温泉町湯町自治会	ふれあい集会所	8/1-8/15	140
愛媛県	被爆資料継承の会	愛媛県美術館	7/28-8/3	3,050
福岡県	築上町人権・同和教育研究会	築上町役場	7/14-7/23	110
奈良県	桜井市立 大福小学校	会議室	7/14-7/17	330
山梨県	河口湖南中学校組合立 河口湖南中学校	中学校内	7/10	200
広島県	福山大学 学友会 執行部	大学内	7/7-7/31	84
東京都	東村山市役所 市民相談・交流課	中央公民館	8/20-8/27	702
北海道	帯広市 市民活動課	市役所	8/23-8/28	300
岐阜県	日本労働組合総連合会岐阜県連合会	ギャラリー	8/20-8/27	125
和歌山県	和歌山市役所市民自治振興課	市民ギャラリー	8/7-8/18	330
千葉県	柏地区原爆の絵展実行委員会	パレット柏	8/23-8/24	100
東京都	平和をねがう中央区民の戦争展実行委員会	月島社会教育会館	8/16-8/17	300
千葉県	憲法を生かす会 さんぷ	横芝光町文化会館集会室	8/28-8/31	321
静岡県	掛川市勤労者協議会	中央図書館1階	8/7-8/10	465
京都府	向日市役所 広聴協働課	永守重信市民会館	8/11	356
神奈川県	おはなしひろば イルカのおやこ	ベイサイドホール	8/9-8/10	120
東京都	東京北法律事務所	北とぴあ	8/23-8/24	700
長崎県	結葉会	JMC アステールプラザ	8/23-8/24	100
和歌山県	白浜町立 日置小学校	小学校	9/2-9/16	35
愛知県	愛知淑徳高等学校	淑徳高校	8/7-8/13	2
岩手県	一関市立 一関東中学校	中学校	9/1-9/12	140
神奈川県	川崎市折鶴の会	麻生区やまゆり交流館	9/27-9/28	50
茨城県	土浦市役所 総務課	生涯学習センター	9/17-9/27	324

愛知県	みよし市役所 総務課	カネヨシプレイス	9/13-9/24	300
栃木県	連合 栃木	オリオンスクエア	9/26	100
群馬県	ぐんま国際アカデミー中高等部		9/29-10/10	(不明)
沖縄県	名護平和委員会	名護博物館	10/10-10/12	184
広島県	広島市立 三和中学校	体育館	10/6-10/24	230
埼玉県	いるま平和のための戦争展実行委員会	産業文化センター	9/27	70
愛知県	豊川高等学校	教室・廊下	9/29-10/4	50
愛知県	高浜市役所 総合政策グループ	高浜市役所/高浜市いきいき広場	10/31-11/7	200
広島県	府中町立府中北小学校	府中北小学校	10/6-11/7	150
北海道	釧路市平和都市推移委員会	市有施設 5 館	10/28-11/28	100
島根県	有福温泉町湯町自治会	島根県立浜田養護学校	10/22-11/5	50
広島県	日本赤十字広島看護大学 大学祭実行委員会	日本赤十字看護大学	10/18-10/19	256
神奈川県	茅ヶ崎市役所多様性社会推進課	茅ヶ崎市役所	12/1-12/25	405
広島県	安佐南区役所 区政調整課	安佐南区役所	11/17-11/30	200
新潟県	「子どもたちに平和な未来を」の会	胎内市産業文化会館 2 階会議室	11/15-11/16	358
大阪府	大阪府医師会	大阪市	11/9	28
千葉県	松戸市役所 総務課	松戸市立博物館	11/18-11/30	2,062
滋賀県	草津市役所人権政策課	草津市役所 1F ロビー、草津 アミカホール	11/17-11/22	120
青森県	生活協同組合コープあおもり	生活協同組合コープあおもり本部	12/1	32
東京都	和光鶴川小学校 親和会	和光鶴川小学校体育館	12/8-12/8	200
東京都	70.80 日中平和友好条約記念プロジェクト運 営委員会	日中友好会館 美術館	12/11-12/18	400
長野県	大網公民館	大網公民館	12/13-1/5	200
広島県	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館	2/16-2/21	15,517
新潟県	加茂市役所	加茂ショッピングパーク 3 階	2/6-2/15	(不明)
愛知県	名古屋市立高杉中学校	教室	1/21-1/28	120
広島市	放射線被曝者医療国際協力推進協議会	広島国際会議場ヒマワリ	2/8	140
東京都	早稲田実業学校生徒会	早稲田実業学校 125 号館 3 階	2/18	100
計	139 回		(把握分)	134,254

10 原爆死没者慰霊式典等助成事業

国の原爆死没者慰霊等事業実施要綱を受け、原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念することを目的として、県内（広島市を除く。）で実施される原爆死没者慰霊式典等に次のとおり助成金を交付している。

(1) 対象事業

- ア 慰霊式典
- イ 慰霊碑の建設
- ウ 死没者を悼む出版物の刊行
- エ 死没者を悼む遺品展、絵画展等の各種イベント

(2) 助成額

事業に要する経費の 4 分の 3 以内で、式典及び各種イベントについては 50 万円、慰霊碑建設及び出版物の刊行については 100 万円をそれぞれ上限とする。

(3) 令和 7 年度実績

(単位：件、千円)

区 分	件 数	助 成 額
慰 霊 式 典	7	934
出 版 物	3	1,487
慰 霊 碑	2	278
イ ベ ン ト	1	496
計	13	3,195

11 その他

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用

国家総動員法下にあつて、国民義勇隊、動員学徒、警防団員、医療従事者等、その業務に従事中原子爆弾の傷害作用により犠牲となった人の遺族や傷害を受けた被爆者については、戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用され、遺族給与金、傷害年金等の給付が行われている。

(2) 税法上の特別措置

認定被爆者（厚生労働大臣の認定を受けた人）又は認定被爆者を扶養される方は、特別障害者控除として所得税及び住民税の所得控除が受けられる。

また、認定被爆者が相続する場合、あるいは贈与を受ける場合にも特別障害者控除としての特別措置が受けられる場合がある。

詳しくは最寄りの税務署又は市町税金担当課へお問い合わせください。